毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目　次

条　例

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例　二
○知事等の給与の特例に関する条例　二
○福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例　二
○福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例　三
○Ｊヴィレッジ全天候型練習場条例の一部を改正する条例　三
○福島県文化センター条例の一部を改正する条例　三
○ふくしま海洋科学館条例の一部を改正する条例　六
○福島県男女共生センター条例の一部を改正する条例　六
○福島県環境創造センター条例の一部を改正する条例　七
○福島県勤労身体障がい者体育館条例の一部を改正する条例　九
○福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例　一〇
○福島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例　一〇
○福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　一〇
○福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例　一二
○福島県水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例　一二
○福島県衛生研究所検査手数料条例の一部を改正する条例　一二
○福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　一三
○福島県産業支援館条例の一部を改正する条例　一四
○福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例　一六
○福島県大町起業支援館条例の一部を改正する条例　一九
○ふくしま医療機器開発支援センター条例の一部を改正する条例　一九
○福島ロボットテストフィールド条例等の一部を改正する条例　二一
○天鏡閣条例の一部を改正する条例　二八
○福島県産業交流館条例の一部を改正する条例　二八
○福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例　三一
○福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例　三三
○福島県林業研究センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例　三三
○ふくしま県民の森条例の一部を改正する条例　三三
○福島県総合緑化センター条例の一部を改正する条例　三三
○福島県土地収用法関係手数料条例の一部を改正する条例　三三
○福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例の一部を改正する条例　三三
○福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例　三四
○福島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例　三四
○福島県砂防設備占用料等徴収条例の一部を改正する条例　三四
○福島県港湾管理条例の一部を改正する条例　三四
○福島県漁港管理条例の一部を改正する条例　三五
○福島県入港料条例の一部を改正する条例　三五
○福島空港条例の一部を改正する条例　三五
○福島県都市公園条例の一部を改正する条例　三六
○福島県流域下水道条例の一部を改正する条例　三七
○福島県工業用水道条例の一部を改正する条例　三七
○福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例　三八
○福島県自然の家条例の一部を改正する条例　三八
○福島県立美術館条例の一部を改正する条例　三八
○福島県立博物館条例の一部を改正する条例　三八

条　例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、知事等の給与の特例に関する条例、福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例、福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例、Ｊヴィレッジ全天候型練習場条例の一部を改正する条例、福島県文化センター条例の一部を改正する条例、ふくしま海洋科学館条例の一部を改正する条例、福島県男女共生センター条例の一部を改正する条例、福島県環境創造センター条例の一部を改正する条例、福島県勤労身体障がい者体育館条例の一部を改正する条例、福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例、福島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例、福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例、福島県水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例、福島県衛生研究所検査手数料条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例、福島県産業支援館条例の一部を改正する条例、福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例、福島県大町起業支援館条例の一部を改正する条例、ふくしま医療機器開発支援センター条例の一部を改正する条例、福島ロボットテストフィールド条例等の一部を改正する条例、天鏡閣条例の一部を改正する条例、福島県産業交流館条例の一部を改正する条例、福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例、福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例、福島県林業研究センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、ふくしま県民の森条例の一部を改正する条例、福島県総合緑化センター条例の一部を改正する条例、福島県土地収用法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例の一部を改正する条例、福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、福島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例、福島県砂防設備占用料等徴収条例の一部を改正する条例、福島県港湾管理条例の一部を改正する条例、福島県漁港管理条例の一部を改正する条例、福島県入港料条例の一部を改正する条例、福島空港条例の一部を改正する条例、福島県都市公園条例の一部を改正する条例、福島県流域下水道条例の一部を改正する条例、福島県工業用水道条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、福島県自然の家条例の一部を改正する条例、福島県立美術館条例の一部を改正する条例及び福島県立博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事　内　堀　雅　雄

福島県条例第四号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二に次の一項を加える。

２　前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第八条の四の見出し中「職員」の下に「及び障がいがある職員」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　任命権者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第一号に規定する障害者である職員のうち、同法第三十七条第二項に規定する対象障害者である職員が、人事委員会規則で定めるところにより、障がいの特性等に応じた勤務をするために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。

附　則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（人　事　課）

福島県条例第五号

知事等の給与の特例に関する条例

（知事、副知事、病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料月額の特例）

第一条　知事、副知事、病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料月額は、平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第百一号。以下「特別職給与条例」という。）第三条第一項の規定にかかわらず、その者に対応する特別職給与条例別表第一に掲げる額から当該額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する手当をいう。以下同じ。）の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

一　知事　百分の十五

二　副知事　百分の十

三　病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員　百分の五

（知事の秘書の給料月額の特例）

第二条　知事の秘書の給料月額は、特例期間において、特別職給与条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき知事が定める額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定に基づき知事が定める額とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（知事等の給与の特例に関する条例の廃止）

２　知事等の給与の特例に関する条例（平成二十九年福島県条例第八号）は、廃止する。

（人　事　課）

福島県条例第六号

福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

福島県行政財産使用料条例（昭和三十九年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の３中「1,620円」を「1,650円」に改め、同表備考３中「$\frac{108}{100}$」を「$\frac{110}{100}$」に改める。

別表第二の備考以外の部分及び同表備考４中「$\frac{108}{100}$」を「$\frac{110}{100}$」に改める。

附　則

１　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
２　改正後の福島県行政財産使用料条例別表第一及び別表第二の規定は、この条例の施行日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

（財産管理課）

福島県条例第七号

福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

福島県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

別表七の項中「第十八条第十六項」を「第十八条第十七項」に、「第六十八条第二項」を「第六十八条第四項」に改める。

附　則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（市町村行政課）

福島県条例第八号

Ｊヴィレッジ全天候型練習場条例の一部を改正する条例

Ｊヴィレッジ全天候型練習場条例（平成二十九年福島県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一九、〇〇〇円」を「一九、三五〇円」に改める。

附　則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（エネルギー課）

福島県条例第九号

福島県文化センター条例の一部を改正する条例

福島県文化センター条例（昭和四十五年福島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の表中「二八、三八〇円」を「二八、九〇〇円」に、「四〇、四三〇円」を「四一、一八〇円」に、「五六、六三〇円」を「五七、六八〇円」に、「一一九、一七〇円」を「一二一、三八〇円」に、「三六、四一〇円」を「三七、〇九〇円」に、「五二、六一〇円」を「五三、五九〇円」に、「七二、八三〇円」を「七四、一八〇円」に、「一五三、七七〇円」を「一五六、六一〇円」に、「八、一六〇円」を「八、三一〇円」に、「一二、一八〇円」を「一二、四〇〇円」に、「一六、二〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「三四、七一〇円」を「三五、三五〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一〇、二九〇円」に、「二〇、二一〇円」を「二〇、五九〇円」に、「四四、一九〇円」を「四五、〇一〇円」に、「二、七二〇円」を「二、七七〇円」に、「三、七五〇円」を「三、八二〇円」に、「五、三一〇円」を「五、四一〇円」に、「一一、一九〇円」を「一一、四〇〇円」に、「二、〇七〇円」を「二、一一〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇三〇円」に、「四、一四〇円」を「四、二二〇円」に、「八、七三〇円」を「八、八九〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に、「一、四二〇円」を「一、四五〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、三八〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九八〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、一五〇円」に、「三、四六〇円」を「三、五〇〇円」に、「三、三六〇円」を「三、四三〇円」に、「四、九二〇円」を「五、〇一〇円」に、「一〇、二一〇円」を「一〇、四〇〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七一〇円」に、「三、六九〇円」を「三、七六〇円」に、「第一浴室　第二浴室」を「浴　室」に、「三、〇一〇円」を「三、〇六〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に、「八四〇円」を「八五〇円」に、「一、七六〇円」を「一、七九〇円」に、「三、一一〇円」を「三、一六〇円」に、「四、二七〇円」を「四、三五〇円」に、「六、〇九〇円」を「六、二〇〇円」に、「一二、七三〇円」を「一二、九六〇円」に、「二、三三〇円」を「二、三七〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「六、八九〇円」を「七、〇一〇円」に改め、別表第一の一の2の表中「五百四十円」を「五百五十円」に、「千八十円」を「千百円」に、「二千百六十円」を「二千二百円」に、「三千二百四十円」を「三千三百円」に、「五千四百円」を「五千五百円」に改め、別表第一の二の表中「一四、二五〇円」を「一四、五二〇円」に、「六、〇九〇円」を「六、二〇〇円」に、「張り込みスクリーン」を「スクリーン」に、「五、〇五〇円」を「五、一四〇円」に、「二、〇七〇円」を「二、一一〇円」に、「一八、二七〇円」を「一八、六一〇円」に、「八、一六〇円」を「八、三一〇円」に、「四、一四〇円」を「四、二二〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「三、一一〇円」を「三、一六〇円」に改める。

別表第二の一の1の表中「四〇、四三〇円」を「四一、一八〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一〇、二九〇円」に、「一四、二五〇円」を「一四、五二〇円」に、「二〇、二一〇円」を「二〇、五九〇円」に、「四二、三四〇円」を「四三、一三〇円」に、「三五、三八〇円」を「三六、〇三〇円」に改め、別表第二の二の表中「三、一一〇円」を「三、一六〇円」に改める。

附　則

１　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
２　平成三十一年十月一日前に福島県文化センター条例第七条第一項の許可を受けた使用に係る期間のうち同日以後の期間に係る利用料金については、同条例別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、附則別表第一及び別表第二に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める額とする。

附則別表第一

一　施設関係

１　基本額

施設の別	使用日 ＼ 使用時間	午前	午後	夜間	全日
		金額			
大ホール	平日	二八、九〇〇円	四一、一八〇円	五七、六八〇円	一二一、三八〇円
大ホール	日曜日等	三七、〇九〇円	五三、五九〇円	七四、一八〇円	一五六、六二〇円
小ホール	平日	八、三二〇円	一二、四〇〇円	一六、五〇〇円	三五、三五〇円
小ホール	日曜日等	一〇、二九〇円	一六、五〇〇円	二〇、五九〇円	四五、〇二〇円
会議室		二、七七〇円	三、八二〇円	五、四一〇円	一一、四〇〇円
第一和室 第二和室		二、一一〇円	三、〇三〇円	四、二二〇円	八、八九〇円
第一楽屋 第二楽屋 第三楽屋		一、〇五〇円	一、四五〇円	二、一一〇円	四、三八〇円
第四楽屋		一、九八〇円	二、七七〇円	三、八二〇円	八、一五〇円
リハーサル室（兼大部屋）		二、五〇〇円	三、四三〇円	五、〇一〇円	一〇、四〇〇円
小ホール控室		九二〇円	一、三二〇円	一、七一〇円	三、七六〇円
浴室		一、〇五〇円	一、〇五〇円	一、〇五〇円	三、〇六〇円
主催者室		四二〇円	六〇〇円	八五〇円	一、七九〇円
視聴覚室		三、一六〇円	四、三五〇円	六、二〇〇円	一三、九六〇円
応接室		一、七一〇円	二、三七〇円	三、三〇〇円	七、〇一〇円

２　加算額

種別	金額
入場料徴収加算額	入場料が五百五十円を超え、千百円以下の場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の二十に相当する額
	入場料が千百円を超え、二千二百円以下の場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の四十に相当する額
	入場料が二千二百円を超え、三千三百円以下の場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の六十に相当する額
	入場料が三千三百円を超え、五千五百円以下の場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の九十に相当する額
	入場料が五千五百円を超える場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の百二十に相当する額
冷暖房加算額	施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の二十に相当する額
夜間超過加算額	施設の別及び使用日に応じ、一時間につき、夜間に係る基本額の四分の一に相当する額の百分の百二十に相当する額
準備等加算額	施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の七十に相当する額

備考
１　使用区分の使用日の欄中「平日」及び「日曜日等」とあるのは、それぞれ次に掲げる日をいう。
(1)　平日　日曜日等以外の日
(2)　日曜日等　日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日
２　使用区分の使用時間の項中「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう（以下この表及び附則別表第二において同じ。）。
(1)　午前　午前九時から正午までの時間
(2)　午後　午後一時から午後五時までの時間
(3)　夜間　午後五時三十分から午後九時三十分までの時間

3 (4) 全日　午前九時から午後九時三十分までの時間

加算額の種別の欄中「入場料徴収加算額」、「冷暖房加算額」、「夜間超過加算額」及び「準備等加算額」とあるのは、それぞれ次に掲げる額をいう。

(1) 入場料徴収加算額　大ホール又は小ホールの使用者が、当該大ホール又は小ホールを使用するに際し、当該大ホール又は小ホールに入場する者から入場料を徴収する場合に基本額に加算される額

(2) 冷暖房加算額　使用が一月一日から三月三十一日までの間、六月十五日から九月十五日までの間及び十一月十五日から十二月三十一日までの間にされる場合に基本額に加算される額（附則別表第二において同じ。）

(3) 夜間超過加算額　夜間又は全日に係る使用者が引き続き午後九時三十分以降に使用する場合の額

(4) 準備等加算額　大ホール、小ホール、第一楽屋、第二楽屋、第三楽屋又は第四楽屋を準備又は練習のために使用する場合の額

4 使用する時間が使用区分に定める使用時間（夜間超過加算額にあっては、一時間）に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間（夜間超過加算額にあっては、一時間）に切り上げて計算する（附則別表第二において同じ。）。

5 この表に基づいて算出した額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる（附則別表第二において同じ。）。

二 設備関係

設備の別	使用単位	金額
スタインウェイピアノ（大ホール用）	一台一回	一四、五二〇円
グランドピアノ（大ホール用）	一台一回	六、二〇〇円
グランドピアノ（小ホール用）	一台一回	五、一四〇円
スクリーン（大ホール用）	一式一回	二、一一〇円
仮設能舞台	一式一回	一八、六一〇円
所作台	一式一回	八、三一〇円
音響反射板（大ホール用）	一式一回	四、二三〇円
音響反射板（小ホール用）	一式一回	二、一一〇円
せり上げ装置（大せり）	一式一回	一、〇五〇円
せり上げ装置（小せり）	一式一回	五二〇円
オーケストラせり上げ装置	一式一回	四、二三〇円
オーケストラ用ひな壇	一式一回	八、三一〇円
舞台用附属設備		三、一六〇円の範囲内で規則で定める額
舞台照明設備		三、一六〇円の範囲内で規則で定める額
舞台音響設備		三、一六〇円の範囲内で規則で定める額
視聴覚室附属設備		三、一六〇円の範囲内で規則で定める額

備考　使用単位中「一回」とあるのは、設備の属する施設の使用時間単位のそれぞれ午前、午後又は夜間に対応する時間とし、全日は、三回とする。

附則別表第二

一 施設関係

1 基本額

施設の別	使用区分		金額
展示室	全日（ただし、午後八時までとする。）		四一、一八〇円
会議室兼展示室	展示以外の場合	午前	一〇、二九〇円
		午後	一四、五二〇円
		夜間	二〇、五九〇円
		全日	四二、一三〇円
	展示の場合	全日（ただし、午後八時までとする。）	三六、〇二〇円

廊下（ギャラリーを含む。）	全日（ただし、午後八時までとする。）	一〇、二九〇円

２　加算額

種　別	金　額
冷暖房加算額	施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の二十に相当する額
準備等加算額	施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の七十に相当する額

備考　加算額の種別の欄中「準備等加算額」とあるのは、展示室又は会議室兼展示室を展示の準備のために使用する場合の額をいう。

二　設備関係

設　備　の　別	金　額
会議室兼展示室附属設備	三、一六〇円の範囲内で規則で定める額

（文化振興課）

福島県条例第十号

ふくしま海洋科学館条例の一部を改正する条例

ふくしま海洋科学館条例（平成十一年福島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表中「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「八四〇円」を「八五〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「二、四四〇円」を「二、四八〇円」に、「一、四七〇円」を「一、五〇〇円」に、「二、〇六〇円」を「二、一〇〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二六〇円」に、「一、六七〇円」を「一、七〇〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇三〇円」に、「四、八九〇円」を「四、九八〇円」に、「二、九三〇円」を「二、九九〇円」に改める。

附　則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（生涯学習課）

福島県条例第十一号

福島県男女共生センター条例の一部を改正する条例

福島県男女共生センター条例（平成十二年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の1の表中「七、二〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、六〇〇円」に改め、別表の一の2の表中「五百四十円」を「五百五十円」に、「千八十円」を「千百円」に、「二千百六十円」を「二千二百円」に、「三千二百四十円」を「三千三百円」に、「五千四百円」を「五千五百円」に改め、別表の一の3の表中「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同表備考3中「小学校児童」を「小学校の児童及びこれに準ずる者」に改め、別表の二の表中「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に改める。

附　則

１　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、別表の一の3の表備考3の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

２　平成三十一年十月一日前に福島県男女共生センター条例第六条第一項に規定する使用の承認を受けた使用期間のうち同日以後の期間に係る使用である場合の同条例別表の一の1の研修ホールの基本額、別表の一の2の加算額及び別表の二のビデオプロジェクター（研修ホール用）の使用の額に係る利用料金については、別表の一の1（研修ホールに係る部分に限る。）、別表の一の2及び別表の二（ビデオプロジェクター（研修ホール用）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、附則別表に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けた額とする。

附則別表

一　施設関係

１　基本額

使用区分		金　額	
施設の別	使用単位時間	男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のための使用である場合	その他の使用である場合
研修ホール	午前、午後又は夜間	七、三〇〇円	一四、六〇〇円

備考

１　「男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動」とは、男女共同参画社会の形成の促進に関して行う講演会、講習会、研修会、研究会、交流活動等をいう。

２　使用単位時間の項中「午前」、「午後」及び「夜間」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう（以下同じ。）。

(1)　午前　午前九時から午後一時までの時間

(2)　午後　午後一時から午後五時までの時間

(3) 夜間　午後五時から午後九時までの時間

3　使用する時間がこの表に定める使用単位時間に満たないときは、これをこの表に定める使用単位時間に切り上げて計算する。

4　講演会その他の催しの設営又は器材の撤去等を行うために研修ホールを使用する場合の額（当該催しの行われる時間の属する使用単位時間に係る額を除く。）は、使用区分に応じ、表に定める額の百分の七十に相当する額とする。

2　加算額

種別	金額
入場料徴収加算額	入場料（入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。以下同じ。）の最高額が五百五十円を超え、千百円以下の場合にあっては、基本額の百分の二十に相当する額
	入場料の最高額が千百円を超え、二千二百円以下の場合にあっては、基本額の百分の四十に相当する額
	入場料の最高額が二千二百円を超え、三千三百円以下の場合にあっては、基本額の百分の六十に相当する額
	入場料の最高額が三千三百円を超え、五千五百円以下の場合にあっては、基本額の百分の九十に相当する額
	入場料の最高額が五千五百円を超える場合にあっては、基本額の百分の百二十に相当する額

備考　「入場料徴収加算額」とは、使用者が研修ホールを使用して開催する講演会その他の催しに入場する者から入場料を徴収する場合に、当該催しの設営から器材の撤去等までの間に関連して使用する全ての施設の基本額に加算される額をいう。

二　附属設備関係

設備の別	使用単位	金額
ビデオプロジェクター（研修ホール用）	一式一回	三、二〇〇円

備考　使用単位の欄中「一回」とあるのは、設備の属する施設の使用単位時間のそれぞれ午前、午後又は夜間に対応する時間とする。

（男女共生課）

福島県条例第十二号

福島県環境創造センター条例の一部を改正する条例

福島県環境創造センター条例（平成二十七年福島県条例第百十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一五、三〇〇円」を「一五、六〇〇円」に、「三〇、五〇〇円」を「三一、一〇〇円」に、「一三、三〇〇円」を「一三、五〇〇円」に、「二六、五〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に、「二二、四〇〇円」を「二二、八〇〇円」に、「四四、七〇〇円」を「四五、五〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、二〇〇円」に、

「

六、四〇〇円	一二、八〇〇円	六、四〇〇円	一二、八〇〇円

」を「

六、六〇〇円	一三、一〇〇円	六、五〇〇円	一三、〇〇〇円

」に改め、別表の三の表中「一二、八〇〇円」を「一二、九〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「一一、八〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、

「

一、九〇〇円	一、〇〇〇円	一、九〇〇円

」を「

二、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円

」に、「六、二〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「一二、四〇〇円」を「一二、六〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、八〇〇円」に、「二三、一〇〇円」を「二三、六〇〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、五〇〇円」に、「四四、一〇〇円」を「四四、九〇〇円」に改める。

附　則

１　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　平成三十一年十月一日前に福島県環境創造センター条例第五条第一項の承認を受けた使用に係る期間のうち同日以後の期間に係る使用料については、同条例別表の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

附則別表

一　基本使用料

施設の別		使用単位	使用料の額
環境創造センター交流棟	会議室	半日	一五、六〇〇円
		全日	三一、一〇〇円
	多目的会議室	半日	一三、五〇〇円
		全日	二七、〇〇〇円
	ホール	半日	二二、八〇〇円
		全日	四五、五〇〇円
	同時通訳室	半日	四、六〇〇円
		全日	九、二〇〇円
野生生物共生センター	会議室	半日	六、六〇〇円
		全日	一三、一〇〇円
猪苗代水環境センター	研修室	半日	六、五〇〇円
		全日	一三、〇〇〇円

備考

１　使用単位の欄中「半日」及び「全日」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう。

(1)　半日　午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間

(2)　全日　午前九時から午後五時までの時間

２　使用する時間がこの表に定める使用単位に満たないときは、これをこの表に定める使用単位に切り上げて計算する。

３　同時通訳室は、ホール及び同時通訳設備を使用する場合に限り使用することができる。

二　特別使用料

種別	金額
営利目的使用加算料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の百に相当する額
準備等使用料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の七十に相当する額

備考

１　「営利目的使用加算料」とあるのは、使用者が環境創造センターを使用する場合で次のいずれかに該当するときに、基本使用料に加算される使用料をいう。

(1)　営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して行事を開催するとき。

(2)　商品販売、商業宣伝等の営利的性格を有する行為を行う目的をもって使用するとき。

２　「準備等使用料」とあるのは、使用者が環境創造センターの施設を準備又は練習のために使用する場合の使用料をいう。

３　この表に基づいて算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、これを、切り捨てる。

三　設備使用料

設備の別	施設の別		使用単位	使用料の額
冷暖房設備	環境創造センター交流棟	会議室	半日	二、九〇〇円
			全日	五、七〇〇円
		多目的会議室	半日	一、九〇〇円
			全日	三、七〇〇円
		ホール	半日	六、〇〇〇円

設備	施設	室	使用単位	使用料
			全日	一二、〇〇〇円
		同時通訳室	半日	一、五〇〇円
			全日	二、九〇〇円
音響設備	環境創造センター交流棟	会議室	半日	一、〇〇〇円
			全日	二、〇〇〇円
		多目的会議室	半日	一、〇〇〇円
			全日	二、〇〇〇円
		ホール	半日	六、三〇〇円
			全日	一二、六〇〇円
	野生生物共生センター	会議室	半日	一〇〇円
			全日	二〇〇円
	猪苗代水環境センター	研修室	半日	二〇〇円
			全日	三〇〇円
映像設備	環境創造センター交流棟	会議室	半日	一、七〇〇円
			全日	三、三〇〇円
		多目的会議室	半日	一、七〇〇円
			全日	三、三〇〇円
		ホール	半日	一一、八〇〇円
			全日	二三、六〇〇円
	野生生物共生センター	会議室	半日	三〇〇円
			全日	五〇〇円
	猪苗代水環境センター	研修室	半日	三〇〇円
			全日	五〇〇円
同時通訳設備（同時通訳無線受信機を除く。）	環境創造センター交流棟	同時通訳室	半日	二二、五〇〇円
			全日	四四、九〇〇円
同時通訳無線受信機（一個当たり）			半日	三〇〇円
			全日	六〇〇円

備考

１　設備使用料は、使用者が会議室、多目的会議室、ホール、同時通訳室又は研修室を使用するときに、基本使用料に加算する。

２　使用単位の欄中「半日」及び「全日」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう。

(1)　半日　午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間

(2)　全日　午前九時から午後五時までの時間

３　使用する時間がこの表に定める使用単位に満たないときは、これをこの表に定める使用単位に切り上げて計算する。

（環境共生課）

福島県条例第十三号

福島県勤労身体障がい者体育館条例の一部を改正する条例

福島県勤労身体障がい者体育館条例（昭和五十一年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「勤労身体障害者」を「勤労身体障がい者」に改める。

第七条中「身体障害者」を「身体障がい者」に改める。

別表の一の(1)の表中「八六〇円」を「八八〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七六〇円」に、「五、一八〇円」を「五、二八〇円」に、「三、四五〇円」を「三、五二〇円」に、「一〇、三六〇円」を「一〇、五六〇円」に、「六四〇円」を「六六〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「三、八八〇円」を「三、九六〇円」に、「二、五九〇円」を「二、六四〇円」に、「七、七七〇円」を「七、九二〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八六〇円」に、「八、四二〇円」を「八、五八〇円」に、「五、六一〇円」を「五、七二〇円」に、「一六、八四

○円」を「一七、一六○円」に改め、別表の一の⑵の表中「三九○円」を「四○○円」に、「五七○円」を「五八○円」に改める。

附　則

1　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条及び第七条の改正規定は、公布の日から施行する。

2　改正後の福島県勤労身体障がい者体育館条例別表の規定は、平成三十一年十月一日以後の使用に係る使用料の額について適用し、同日前の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

（保健福祉総務課）

福島県条例第十四号

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例（昭和五十四年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設の部福島県かしわ荘の項及び福島県けやき荘の項中「一○○人」を「八○人」に改め、同条第二項の表中「太陽の国厚生センター」を「太陽の国交流センター」に改め、同表太陽の国中央公園の項を削る。

第六条第一項第四号中「太陽の国厚生センター」を「太陽の国交流センター」に、「「厚生センター」」を「「交流センター」」に改める。

第八条及び第十条から第十三条までの規定中「厚生センター」を「交流センター」に改める。

第十四条中「厚生センター、太陽の国中央公園」を「交流センター」に改める。

別表第一の一の表中「一、九四○」を「一、九八○」に、「二、五九○」を「二、六四○」に改め、同表備考5中「十二歳」を「中学生及びこれに準ずる者」に改め、同表備考6中「六歳以上十二歳未満の」を「小学生及びこれに準ずる」に改め、別表第一の二の表中「三、二四○」を「三、三○○」に、「一、六二○」を「一、六五○」に、「六四○」を「六六○」に、「三二○」を「三三○」に、「四五○」を「四六○」に、「二二○」を「二三○」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の一の表（備考以外の部分に限る。）の改正規定及び別表第一の二の表の改正規定は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の福島県総合社会福祉施設太陽の国条例別表第一の一の表（備考以外の部分に限る。）及び別表第一の二の表の規定は、平成三十一年十月一日以後の宿泊及び使用に係る使用料の額について適用し、同日前の宿泊及び使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

（保健福祉総務課）

福島県条例第十五号

福島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

福島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年福島県条例第九十六号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

福島県条例第十六号

福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「従業員」を「従業者」に改める。

第三十三条第三項中「別表第一の三」の下に「、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第七十五号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条」を加え、「同令」を「医療法施行規則」に、「第十五条の二の規定による人体から排出され」を「第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第四号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」に、「「人体から排出され」を「「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和五十六年厚生省告示第十七号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第四号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年福島県条例第二十三号。以下「基準条例」という。）第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」に、「第十五条の二の規定による検体検査」を「第十五条の三第一項第二号の前条の施設（施設告示第四号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」に、「「検体検査」を「「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に、「第十五条の二の規定による医療機器」を「第十五条の三第二項の規定による医療機器」に、「「医療機器」を「「基準条例第三十三条第三項第二号の規定による医療機器」に、「第十五条の二の規定による第九条の七」を「第十五条の三第二項の規定による第九条の八の二」に、「医薬品医療機器等法」を「基準条例第三十三条第三項第三号の規定による医薬品医療機器等法」に、「第十五

条の二の規定による医療」」を「第十五条の三第二項の規定による医療」」に、「「医療」」を「「基準条例第三十三条第三項第四号の規定による医療」」に、「読み替えるものとする」を「、臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年福島県条例第二十三号）第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年福島県条例第二十三号）第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

福島県条例第十七号

福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

福島県自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年福島県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年十二月三十一日」を「平成三十二年十二月三十一日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第十八号

福島県水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

福島県水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年福島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「短期大学」の下に「（学校教育法第八十七条の二に規定する専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）」を加え、「学校教育法」を「同法」に改め、「卒業した者」の下に「（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）」を、「当該卒業」の下に「（専門職大学前期課程を修了した者にあっては、当該修了）」を加え、同条第六号中「卒業した者」の下に「（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）」を加え、「当該卒業後六年以上」を「当該卒業（専門職大学前期課程を修了したものにあっては当該修了）後六年以上」に改め、同条第七号中「卒業した者」の下に「（当該課程を修了して専門職大学前期課程を修了した者を含む。第九号において同じ。）」を加え、「当該卒業後七年以上」を「当該卒業（専門職大学前期課程を修了したものにあっては当該修了）後七年以上」に改め、同条第十号中「又は水道環境」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の福島県水道技術管理者の資格を定める条例第一条第十号の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

（食品生活衛生課）

福島県条例第十九号

福島県衛生研究所検査手数料条例の一部を改正する条例

福島県衛生研究所検査手数料条例（昭和四十四年福島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中

「

(二) 嫌気性菌の検査	一項目	九、〇〇〇円
(三) 抗生物質等の検査	一項目	二一、〇六〇円

」を

「

(二) 嫌気性菌の検査	一項目	九、〇〇〇円

」に、「酸価」を「比重」に、「脂肪」を「発色剤」に、

「

(二) 保存料等の添加物	一成分	一六、四八〇円

」を

「

(二) 保存料等の添加物	一成分	一六、四八〇円
(三) 抗生物質等の検査	一成分	二二、三二〇円

」に、「一五、七八〇円」を「一六、一四〇円」に、「甘味料」

を「防カビ剤」に、「二四、一一〇円」を「二四、五四〇円」に、

「

(三) ビタミン等の微量成分	一成分	二二、一四〇円	
(四) 遺伝子組換え食品検査	一件	五〇、三七〇円	ＥＬＩＳＡ法の場合

」を

「

(三) 遺伝子組換え食品検査	一件	四一、一〇〇円	ＥＬＩＳＡ法の場合

」に、「二〇、一三〇円」を「二五、五九〇円」に改め、同表三の項を削り、同表四の項中「三、三六〇円」を「三、三七〇円」に、「二一、六三〇円」を「二二、二〇〇円」に、「二二、八二〇円」を「二三、六六〇円」に改め、同項を同表三の項とし、同表五の項を次のように改める。

四 家庭用品等の試験	定性	1 簡易なもの	漏水試験等の指定項目	一項目	一、二三〇円	
		2 比較的簡易なもの	圧縮変形試験	一項目	三、四三〇円	
	定量	1 比較的簡易なもの	(一) 塩化水素等の指定成分	一成分	三、一四〇円	
			(二) ホルムアルデヒド等の指定成分	一成分	一一、三四〇円	
		2 高度に複雑なもの	有機水銀化合物等の指定成分	一成分	一八、六四〇円	

別表第一の六の項を次のように改める。

五 医薬品衛生材料等の試験	規格基準等の試験	(一) 医薬品等の無菌試験	一件	二七、六〇〇円	発熱性物質試験を除く。
		(二) 衛生材料等の試験	一件	二三、三七〇円	発熱性物質試験を除く。

別表第一の七の項中

「

(一) 臭気等の物理的試験	一項目	一、一六〇円
(二) 臭気強度	一成分	二、六九〇円
(三) 大腸菌	一件	三、〇〇〇円

」を

「

(一) 臭気等の物理的試験	一項目	一、一九〇円
(二) 大腸菌	一件	三、〇〇〇円

」に、

「

一成分	一、一六〇円

」を

「

一成分	一、二〇〇円

」に、「二、五五〇円」を「二、六二〇円」に、「六、〇一〇円」を「六、一三〇円」に、「八、七〇〇円（一斉分析の場合は、一成分を増すごとに一、八一〇円を加算した額）」を「八、八七〇円（一斉分析の場合は、一成分を増すごとに一、八六〇円を加算した額）」に、「一〇、八五〇円」を「一一、〇七〇円」に、「八、〇六〇円（一斉分析の場合は、一成分を増すごとに一、八一〇円を加算した額）」を「八、二〇〇円（一斉分析の場合は、一成分を増すごとに一、八四〇円を加算

した額）」に、「四八、二二〇円」を「四九、〇二〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、三三〇円」に、

「

(二) GC／MSを用いるジェオスミン等の指定成分	一成分	二二、〇〇〇円（一斉分析の場合は、一成分を増すごとに五、〇五〇円を加算した額）
(三) LC／MSを用いるチウラム等の指定成分	一成分	二五、〇〇〇円（一斉分析の場合は、一成分を増すごとに五、〇五〇円を加算した額）

」を「

(二) GC／MSを用いるジェオスミン等の指定成分	一成分	二二、五七〇円（一斉分析の場合は、一成分を増すごとに五、一五〇円を加算した額）

」に、「八、〇三〇円」を「一二、四〇〇円」に、「四八項目」を「四九項目」に、「三三二、七〇〇円」を「三三三、七七〇円」に、「一二、八八〇円」を「一七、三〇〇円」に、「二〇、一七〇円」を「二四、九五〇円」に、「五二、三〇〇円」を「五三、四七〇円」に、「七、六一〇円」を「一〇、〇四〇円」に、「四一、七一〇円」を「六七、四一〇円」に改め、同項を同表六の項とし、同表八の項を削り、同表九の項中「三、三四〇円」を「三、四四〇円」に、「五、四三〇円」を「五、六〇〇円」に、「四、三九〇円」を「四、五二〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二三、五五〇円」に、「二二、〇五〇円」を「二三、八六〇円」に改め、同項を同表七の項とし、同表十の項中「五五、四七〇円」を「五六、五九〇円」に、「一六一、七五〇円」を「一六二、七八〇円」に、

「

(三) ラドンの定量	一件	二三、三五〇円	IM泉効計使用の場合
(四) 飲用適否試験	一件	八、一〇〇円	

」を「

(三) 飲用適否試験	一件	七、四五〇円	

」に改め、同項を同表八の項とする。

附　則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（薬　務　課）

福島県条例第二十号

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第四項及び第三十七条第三項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第三十九条第一号中「者」の下に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第五十四条第二項第一号及び第六十条第一項第一号において同じ。）」を加える。

第五十四条第二項第五号中「学校教育法の規定により、幼稚園」を「教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第六号ア中「者」の下に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第五十八条第四項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第六十条第一項第一号中「第四十三条第一項第一号」を「第四十三条第一項第一号」に改め、同項第四号中「の学部で」を「（短期大学を除く。次号において同じ。）において」に改め、同項第五号中「の学部で」を「において」に改め、同項第八号中「第四十三条第八号」を「第四十三条第一項第八号」に改め、同項第九号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第六十八条第十五項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第九十二条第三項及び第百条第四項中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学において」に改める。

第百二条第一項第三号中「第八十二条第三号」を「第八十二条第一項第三号」に改め、「者」の下に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項第四号中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学において」に改め、同項第七号中「第八十二条第七号」を「第八十二条第一項第七号」に、「者であって」を「者であつて」に改め、同項第八号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第十六条第二項中「（昭和二十四年法律第百四十七号）」を削る。

附　則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（児童家庭課）

福島県条例第二十一号

福島県産業支援館条例の一部を改正する条例

福島県産業支援館条例（平成十五年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の1の㈠の表中「四六、六三〇円」を「四七、五二〇円」に、「二三、三一〇円」を「二三、七六〇円」に、「二七、九六〇円」を「二八、四九〇円」に、「七、五六〇円」を「七、七〇〇円」に、「九三、三一〇円」を「九五、〇四〇円」に、「四六、六五〇円」を「四七、五二〇円」に、「五五、九四〇円」を「五六、九八〇円」に、「一五、一二〇円」を「一五、四〇〇円」に、「二二、六六〇円」を「二三、一〇〇円」に、「一一、三三〇円」を「一一、五五〇円」に、「一三、六〇〇円」を「一三、八六〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七四〇円」に、「四五、三六〇円」を「四六、二〇〇円」に、「二二、六八〇円」を「二三、一〇〇円」に、「二七、二一〇円」を「二七、七二〇円」に、「七、三四〇円」を「七、四八〇円」に、「二三、九六〇円」を「二四、四二〇円」に、「一一、九八〇円」を「一二、二一〇円」に、「一四、三五〇円」を「一四、六三〇円」に、「三、八八〇円」を「三、九六〇円」に、「四七、九五〇円」を「四八、八四〇円」に、「二三、九七〇円」を「二四、四二〇円」に、「二八、七二〇円」を「二九、二六〇円」に、「七、七七〇円」を「七、九二〇円」に、「二五、〇五〇円」を「二五、五二〇円」に、「一二、五二〇円」を「一二、七六〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一五、二九〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、一八〇円」に、「五〇、一一〇円」を「五一、〇四〇円」に、「三〇、〇二〇円」を「三〇、五八〇円」に、「八、二〇〇円」を「八、三六〇円」に、「一七、二八〇円」を「一七、六〇〇円」に、「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に、「一〇、三六〇円」を「一〇、五六〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八六〇円」に、「三四、五六〇円」を「三五、二〇〇円」に、「二〇、七三〇円」を「二一、一二〇円」に、「五、六一〇円」を「五、七二〇円」に、「一二、五〇〇円」を「一二、七六〇円」に、「六、二五〇円」を「六、三八〇円」に、「一、九三〇円」を「一、九八〇円」に、「一四、六八〇円」を「一四、九六〇円」に、「三、一二〇円」を「三、一九〇円」に、

「

九六〇円
一、九四〇円

」を「

九九〇円
一、九八〇円

」に、「六、二六〇円」を「六、三八〇円」に、「八、八四〇円」を「九、〇二〇円」に、「四、四二〇円」を「四、五一〇円」に、「五、二八〇円」を「五、三九〇円」に、「一、三九〇円」を「一、四三〇円」に、「一七、七一〇円」を「一八、〇四〇円」に、「八、八五〇円」を「九、〇二〇円」に、「一〇、五八〇円」を「一〇、七八〇円」に、「七、一一〇円」を「七、二六〇円」に、「三、五五〇円」を「三、六三〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二一〇円」に、「一四、二五〇円」を「一四、五二〇円」に、「七、一二〇円」を「七、二六〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四二〇円」に、「一九、八七〇円」を「二〇、二四〇円」に、「九、九三〇円」を「一〇、一二〇円」に、「一一、八六〇円」を「一二、一〇〇円」に、「三、二二〇円」を「三、三〇〇円」に、「三九、七四〇円」を「四〇、四八〇円」に、「二三、七六〇円」を「二四、二〇〇円」に、「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に、「四、九六〇円」を「五、〇六〇円」に、「五、九三〇円」を「六、〇五〇円」に、「一、六一〇円」を「一、六五〇円」に、「一一、八八〇円」を「一二、一〇〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改め、別表の一の2の表中「七、三八〇円」を「七、五四〇円」に、「二二、三〇〇円」を「二二、五七〇円」に、「二三、一四〇円」を「二三、六三〇円」に、「四一、八二〇円」を「四二、七四〇円」に、「五〇、四三〇円」を「五一、五四〇円」に改め、別表の二の表中「一二、九六〇円」を「一三、二〇〇円」に、「一、二九六円」を「一、三二〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

附　則

1　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　平成三十一年十月一日前に福島県産業支援館条例第七条第一項の承認を受けた使用に係る期間のうち同日以後の期間に係る使用料については、同条例別表の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

附則別表

一　施設関係

1　各種会議室等使用料

㈠　基本使用料

施設の別	使用区分	使用料の額			
	使用単位時間／使用区画	全日	半日	夜間	超過時間（一時間につき）
		四七、五二〇円	二三、七六〇円	二八、四九〇円	七、七〇〇円

施設	区分				
多目的ホール	全面使用	九五、〇四〇円	四七、五二〇円	五六、九八〇円	一五、四〇〇円
多目的ホール 部分使用	ホールA	二三、一〇〇円	一一、五五〇円	一三、八六〇円	三、七四〇円
		四六、二〇〇円	二三、一〇〇円	二七、七二〇円	七、四八〇円
	ホールB	二四、四二〇円	一二、二一〇円	一四、六三〇円	三、九六〇円
		四八、八四〇円	二四、四二〇円	二九、二六〇円	七、九二〇円
特別会議室		二五、五二〇円	一二、七六〇円	一五、二九〇円	四、一八〇円
		五一、〇四〇円	二五、五二〇円	三〇、五八〇円	八、三六〇円
中会議室		一七、六〇〇円	八、八〇〇円	一〇、五六〇円	二、八六〇円
		三五、二〇〇円	一七、六〇〇円	二一、一二〇円	五、七二〇円
小会議室1	全面使用	一二、七六〇円	六、三八〇円	七、四八〇円	一、九八〇円
		二五、五二〇円	一二、七六〇円	一四、九六〇円	三、九六〇円
	二分の一使用	六、三八〇円	三、一九〇円	三、七四〇円	九九〇円
		一二、七六〇円	六、三八〇円	七、四八〇円	一、九八〇円
小会議室2		九、〇二〇円	四、五一〇円	五、三九〇円	一、四三〇円
		一八、〇四〇円	九、〇二〇円	一〇、七八〇円	二、八六〇円
小会議室3		七、二六〇円	三、六三〇円	四、四〇〇円	一、二一〇円
		一四、五二〇円	七、二六〇円	八、八〇〇円	二、四二〇円
研修室	全面使用	二〇、二四〇円	一〇、一二〇円	一二、一〇〇円	三、三〇〇円
		四〇、四八〇円	二〇、二四〇円	二四、二〇〇円	六、六〇〇円
	二分の一使用	一〇、一二〇円	五、〇六〇円	六、〇五〇円	一、六五〇円
		二〇、二四〇円	一〇、一二〇円	一二、一〇〇円	三、三〇〇円
小研修室		一七、六〇〇円	八、八〇〇円	一〇、五六〇円	二、八六〇円
		三五、二〇〇円	一七、六〇〇円	二一、一二〇円	五、七二〇円

備考

1　県内に事務所、事業所等を有する中小企業者又は当該中小企業者を支援する者が事業活動の目的で使用する場合はこの表の右側に掲げる使用料の額を、それ以外の者が使用する場合又は中小企業者若しくは当該中小企業者を支援する者が事業活動の目的以外の目的で使用する場合はこの表の左側に掲げる使用料の額を、それぞれその使用料の額とする。

2　1の規定において、「中小企業者」とは中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する中小企業者をいい、「中小企業者を支援する者」とは次に掲げる者をいう。

(1)　一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人その他の特別の法律により設立された法人で、その設立の目的が中小企業者の支援であり、かつ、公共的又は公益的な事業を営むもの

(2)　県、国又は他の地方公共団体

(3)　法人でない社団で代表者の定めがあり、かつ、その構成員の三分の二以上が中小企業者又は(1)若しくは(2)に掲げる者であるもののうち、その設立の目的が中小企業者の支援であり、かつ、公共的又は公益的な事業を実施するもの

3　使用区分の使用単位時間の項中「全日」、「半日」、「夜間」及び「超過時間」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう（以下同じ。）。

(1)　全日　午前九時から午後五時までの時間

(2)　半日　午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間

(3)　夜間　午後五時から午後九時までの時間

(4)　超過時間　午前零時から午前九時まで及び午後九時から午後十二時までの時間（催しの準備又は整理のために使用する場合に限る。）

4　使用する時間がこの表に定める使用単位時間（超過時間にあっては、一時間）に満たないときは、これをこの表に定める使用単位時間（超過時間にあっては、一時間）に切り上げて計算する。

5　催しの設営又は器材の撤去等を行うために中小企業振興館の施設（起業支援室を除く。）を使用する場合の使用料（当該催しの行われる時間の属する使用

単位時間に係る使用料を除く。）の額は、使用区分に応じ、この表に定める額の百分の七十に相当する額とする。この場合において、当該額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

6　日を異にして二日以上継続して使用する場合にあっては、展示物、器材等の保管のためのみの使用に係る夜間及び超過時間の使用料は、徴収しない。

㈡　特別使用料

種別	使用料の額
営利目的使用加算料	施設の別及び使用区分に応じ、基本使用料の額の百分の五十に相当する額

備考

1　「営利目的使用加算料」とは、使用者が中小企業振興館の施設（起業支援室を除く。）を使用する場合で次のいずれかに該当するときに、当該催しの設営から器材の撤去等までの間に関連して使用する全ての施設の基本使用料に加算される使用料をいう。

(1)　営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して催しを開催するとき。

(2)　商品販売、商業宣伝等の営利的性格を有する行為を行う目的をもって使用するとき。

2　この表に基づいて算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2　起業支援室使用料

施設の別	使用単位	使用料の額
共同利用室A	一室一月	七、五四〇円
共同利用室B	一室一月	一二、五七〇円
個室A	一室一月	二三、六三〇円
個室B	一室一月	四二、七四〇円
個室C	一室一月	五一、五四〇円

備考　その月の使用する期間が一月未満のものについての使用料の額は、この表に定める使用料の額を三十で除して得た額にその月の使用日数を乗じて得た額とする。

二　附属設備関係

各種会議室等に係る附属設備使用料

附属設備の別	使用単位	使用料の額
映像設備	一式一回	一三、二〇〇円の範囲内で規則で定める額
音響設備	一式一回	一、三三〇円の範囲内で規則で定める額
その他の附属設備	規則で定める使用単位	一、一〇〇円の範囲内で規則で定める額

備考　使用単位の欄中「一回」とあるのは、第七条第一項の承認を受けた日ごとの、当該承認を受けた時間内における使用をいう。

（経営金融課）

福島県条例第二十二号

福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例

福島県ハイテクプラザ条例（平成四年福島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センターの項の次に次のように加える。

福島県ハイテクプラザ南相馬技術支援センター	南相馬市原町区萱浜字新赤沼八十三番

別表第一の一の1の表中「一四、五八〇円」を「一四、八五〇円」に、「一九、四四〇円」を「一九、八〇〇円」に、「一四、五九〇円」を「一四、八七〇円」に、「四八、六〇〇円」を「四九、五〇〇円」に、「六、八八〇円」を「七、〇一〇円」に、「九、一六〇円」を「九、三三〇円」に、「二二、九〇〇円」を「二三、三三〇円」に、「五、五八〇円」を「五、六九〇円」に、「七、四三〇円」を「七、五七〇円」に、「一八、五八〇円」を「一八、九三〇円」に、「八九、一〇〇円」を「九〇、七五〇円」に、「六、七二〇円」を「六、八五〇円」に、「二、八一〇円」を「二、八七〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に、「三八〇円」を「三九〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八二〇円」に、「一、四七〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七四〇円」に、「五二〇円」を「五三〇円」に改め、別表第一の一の2の表中「三四、〇一〇円」を「三四、六四〇円」に、「一六、

〇二〇円」を「一六、三三〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、二五〇円」に改め、別表第一の二の表中「五、四六〇円」を「五、五七〇円」に、「五、〇四〇円」を「五、一四〇円」に、「七、四九〇円」を「七、六三〇円」に改める。

別表第二中「一五、五三〇円」を「一五、八二〇円」に改める。

別表第三中「五、七六〇円」を「五、八六〇円」に、「五五、〇三〇円」を「五六、〇五〇円」に、「六九、七四〇円」を「七一、〇三〇円」に、「五〇、六一〇円」を「五一、五五〇円」に、「四、一三〇円」を「四、二一〇円」に、「一三、三八〇円」を「一三、六三〇円」に、「一七、九七〇円」を「一八、三〇〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に、「五二〇円」を「五三〇円」に改める。

附　則

1　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第三条の表福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センターの項の次に次のように加える改正規定は平成三十一年七月一日から施行する。

2　平成三十一年十月一日前に福島県ハイテクプラザ条例第七条第一項に規定する使用の承認を受けた使用に係る期間のうち同日以後の期間に係る使用料については、同条例別表第一、別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、附則別表第一、附則別表第二及び附則別表第三に定める額とする。

附則別表第一

施設使用料

一　施設関係

1　基本使用料

施設の別		使用単位	使用料の額
ハイテクプラザ	多目的ホール	午前	一四、八五〇円
		午後	一九、八〇〇円
		夜間	一四、八七〇円
		全日	四九、五〇〇円
	テクノホール	午前	七、〇一〇円
		午後	九、三三〇円
		夜間	七、〇一〇円
		全日	二三、三三〇円
	研修室	午前	五、六九〇円
		午後	七、五七〇円
		夜間	五、六九〇円
		全日	一八、九三〇円
	技術開発室	一室一月	九〇、七五〇円
	電波暗室	一時間	六、八五〇円
	無響室	一時間	二、八七〇円
福島技術支援センター	研修室一	一時間	三二〇円
	研修室二	一時間	三九〇円
会津若松技術支援センター	多目的ホール一	一時間	一、八二〇円
	多目的ホール二	一時間	一、五〇〇円
	交流スペース	一時間	一、四三〇円
	漆器工房	一時間	一、七四〇円
いわき技術支援センター	研修室	一時間	五三〇円

2　特別使用料

種別	使用料の額
営利目的使用加算料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の百に相当する額
準備等使用料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の七

	十に相当する額。ただし、次の各号に掲げる施設の全日使用の場合にあっては、それぞれ当該各号に定める額とする。 一　多目的ホール　三四、六四〇円 二　テクノホール　一六、三二〇円 三　研修室（福島県ハイテクプラザいわき技術支援センターに係るものを除く。以下同じ。）　一三、二五〇円

備考

１　基本使用料の使用単位の欄中「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう（以下同じ。）。

⑴　午前　午前九時から正午までの時間

⑵　午後　午後一時から午後五時までの時間

⑶　夜間　午後五時三十分から午後八時三十分までの時間

⑷　全日　午前九時から午後八時三十分までの時間

２　特別使用料の種別の欄中「営利目的使用加算料」とあるのは、使用者がハイテクプラザの施設（技術開発室、電波暗室及び無響室を除く。）を使用する場合で次のいずれかに該当するときに、基本使用料に加算される使用料をいう。

⑴　営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して行事を開催するとき。

⑵　商品販売、商業宣伝等の営利的性格を有する行為を行う目的をもって使用するとき。

３　特別使用料の種別の欄中「準備等使用料」とあるのは、多目的ホール、テクノホール又は研修室を準備又は練習のために使用する場合の使用料をいう。

４　使用時間又は使用期間に、使用単位に定める使用時間又は使用期間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用時間又は使用期間に切り上げて計算する。

５　この表に基づいて算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

二　附属設備関係

附属設備の別	使用単位	使用料の額
音響設備	一式一回	五、五七〇円の範囲内で規則で定める額
映像設備	一台一回	五、一四〇円の範囲内で規則で定める額
電波暗室附属設備	一時間	七、三九〇円の範囲内で規則で定める額
無響室附属設備	一時間	七、六三〇円の範囲内で規則で定める額
その他の附属設備	規則で定める使用単位	規則で定める額

備考

１　使用単位の欄中「一回」とあるのは、午前、午後又は夜間のそれぞれの使用をいい、全日は、三回に相当するものとする。

２　使用時間に、使用単位に定める使用時間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用時間に切り上げて計算する。

附則別表第二

設備使用料

種類		単位	金額
１　加工関係	⑴　機械加工機器類	一時間	一五、八二〇円
	⑵　材料加工機器類	一時間	一〇、四九〇円
２　計測関係	⑴　物性試験機器類	一時間	一五、七三〇円
	⑵　寸法・形状測定機器類	一時間	二六、二一〇円
	⑶　分析機器類	一時間	二五、一二〇円
	⑷　環境試験機器類	一時間	一一、七六〇円
	⑸　電子機器類	一時間	七、五〇〇円

備考

１　１の項⑴の機械加工機器類が３Ｄプリンターシステムの場合は、使用する原材料について十グラムごとに九九〇円の範囲内で規則で定める額を使用料に加算する。

２　使用単位に満たない端数があるときは、これを使用単位に切り上げて計算する。

附則別表第三

手数料

種類	単位	金額
１　試料調整	一試料	五、八六〇円
２　物性試験	一測定条件	八四、八六〇円
３　非破壊試験	一試料一測定	一七、七〇〇円

４　寸法・形状測定	一試料	五六、〇五〇円
５　分析	一試料一箇所	七一、〇三〇円
６　環境試験	一試料二四時間	五一、五五〇円
７　繊維関係	一件	四、二一〇円
８　工芸関係	一件	一三、六三〇円
９　食品関係	一試料一測定	一八、三〇〇円
10　写真の調整	一枚	七三〇円
11　成績書の副本	一通	五三〇円

（産業創出課）

福島県条例第二十三号

福島県大町起業支援館条例の一部を改正する条例

福島県大町起業支援館条例（平成十六年福島県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「七〇〇円」を「七一三円」に改める。

附　則

１　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　平成三十一年十月一日前に福島県大町起業支援館条例第五条第一項の承認を受けた使用に係る期間のうち同日以後の期間に係る使用料については、同条例別表の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

附則別表

起業支援館使用料

施設名	使用料の額
事務室	一月につき一平方メートル当たり七一三円として計算した額

備考

１　この表に基づいて算出した額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

２　その月の使用する期間が一月未満のものについての使用料の額は、この表に定める使用料の額を三十で除して得た額にその月の使用日数を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（産業創出課）

福島県条例第二十四号

ふくしま医療機器開発支援センター条例の一部を改正する条例

ふくしま医療機器開発支援センター条例（平成二十七年福島県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

別表の一の1の表中「二三、〇〇〇円」を「二三、三〇〇円」に、「二六、四〇〇円」を「二六、七〇〇円」に、

「

超過時間（一時間につき）	七、二〇〇円

」を

「

超過時間（一時間につき）	七、三〇〇円

」に、「一七、二〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「二〇、七〇〇円」を「二〇、九〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「一六、四〇〇円」を「一六、六〇〇円」に、「一九、四〇〇円」を「一九、七〇〇円」に、「五、三〇〇円」を「五、四〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「九七、六〇〇円」に、「四二九、一〇〇円」を「四三六、〇〇〇円」に、「四六、五〇〇円」を「四七、三〇〇円」に改め、別表の二の表中「三七、二〇〇円」を「三七、九〇〇円」に、「二九一、一〇〇円」を「二九六、五〇〇円」に改め、別表の三の表中「一一六、七〇〇円」を「一一六、八〇〇円」に、「一、〇六八、二〇〇円」を「一、〇七三、九〇〇円」に、「三九、八〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に改める。

附　則

１　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　平成三十一年十月一日前にふくしま医療機器開発支援センター条例第六条第一項の承認（別表に掲げる施設に係る部分に限る。）を受けた使用に係る期間のうち同日以後の期間に係る利用料金については、同条例別表の規定にかかわらず、附則別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める額とする。

附則別表

一　施設関係

１　基本使用料

施設の別	使用単位	金額
大研修室	午前	二二、三〇〇円
	午後	二二、三〇〇円
	夜間	二六、七〇〇円
	超過時間（一時間につき）	七、三〇〇円
小研修室１	午前	一七、四〇〇円
	午後	一七、四〇〇円
	夜間	二〇、九〇〇円
	超過時間（一時間につき）	五、七〇〇円
小研修室２	午前	一六、四〇〇円
	午後	一六、四〇〇円
	夜間	一九、七〇〇円
	超過時間（一時間につき）	五、四〇〇円
小研修室３	午前	七、五〇〇円
	午後	七、五〇〇円
	夜間	九、〇〇〇円
	超過時間（一時間につき）	二、五〇〇円
技術開発室	一月につき	九七、六〇〇円
模擬手術室	全日につき	四三六、〇〇〇円
	超過時間（一時間につき）	四七、三〇〇円

２　特別使用料

種別	金額
営利目的使用加算料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の百に相当する額
準備等使用料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の七十に相当する額

備考

１　基本使用料の使用単位の欄中「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう（以下同じ。）。

⑴　午前　午前九時から午後一時までの時間

⑵　午後　午後一時から午後五時までの時間

⑶　夜間　午後五時から午後九時までの時間

⑷　全日　午前九時から午後九時までの時間

⑸　超過時間　午前零時から午前九時まで及び午後九時から午後十二時までの時間（講演会その他の催しの準備又は整理のために使用する場合に限る。）

２　特別使用料の種別の欄中「営利目的使用加算料」とあるのは、研修室又は模擬手術室を使用する場合で、次のいずれかに該当するときに、基本使用料に加算される使用料をいう。

⑴　営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して行事を開催するとき。

⑵　商品販売、商業宣伝等の営利的性格を有する行為を行う目的をもって使用するとき。

３　特別使用料の種別の欄中「準備等使用料」とあるのは、研修室又は模擬手術室を研修又は模擬手術の準備のために使用する場合の使用料をいう。

４　使用時間又は使用期間に、使用単位に定める使用時間又は使用期間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用時間又は使用期間に切り上げて計算する。

５　この表に基づいて算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、これを、切り捨てる。

６　日を異にして二日以上継続して使用する場合にあっては、展示物、器材等の

保管のためのみの使用に係る夜間及び超過時間の利用料金は、徴収しない。

二　附属設備関係

附属設備の別	使用単位	金額
研修室附属設備（規則で定めるもの。）	午前、午後又は夜間につき	三七、九〇〇円の範囲内で規則で定める額
模擬手術室附属設備（規則で定めるもの。）	全日につき	二九六、五〇〇円の範囲内で規則で定める額

備考　使用時間に、使用単位に定める使用時間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用時間に切り上げて計算する。

三　評価試験等

種類	単位	金額
電気・物性試験	一試験単位につき	一一六、八〇〇円
環境試験	一試験単位につき	四九、八〇〇円
寸法・形状測定	一測定単位につき	三九、三〇〇円
分析	一測定単位につき	一二一、九〇〇円
埋植試験	一試験単位につき	一、〇七三、九〇〇円
実験動物飼育管理	一頭一日につき	五、五〇〇円
実験動物特別管理	一頭一回につき	三五、九〇〇円
試料調整その他	一試料につき	四〇、〇〇〇円

備考

１　評価試験等の単位の欄中「一日」とあるのは、午前零時から午後十二時までをいう。

２　使用単位に定める一日に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める一日に切り上げて計算する。

３　埋植試験に用いる動物の購入費用及び輸送に要する費用については含まない。

４　実験動物特別管理とは、実験動物の管理に関して、利用者の希望に応じて行われる検査及び測定等をいう。

（産業創出課医療関連産業集積推進室）

福島県条例第二十五号

福島ロボットテストフィールド条例等の一部を改正する条例

（福島ロボットテストフィールド条例の一部改正）

第一条　福島ロボットテストフィールド条例（平成三十年福島県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の１の表試験準備棟の部準備室二の款の次に次のように加える。

屋外試験準備場	午前	四、二〇〇円
	午後	四、二〇〇円
	夜間	五、一〇〇円
	超過時間（一時間につき）	一、四〇〇円

附則に次の一項を加える。

４　平成三十一年十月一日前に福島ロボットテストフィールド条例第七条第一項に規定する使用の承認を受けた使用に係る期間のうち同日以後の期間に係る使用料については、同条例別表の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

附則別表

一　施設関係

１　基本使用料

施設の別		使用単位	使用料の額
通信塔	通信塔	午前	二一、九〇〇円
		午後	二一、九〇〇円
		夜間	二六、三〇〇円
		超過時間（一時間につき）	七、一〇〇円
	通信塔（持込機器の設置）	午前	三、三〇〇円

		午後	三、三〇〇円
		夜間	三、九〇〇円
		超過時間（一時間につき）	一、一〇〇円
試験用プラント	一階	午前	一四、一〇〇円
		午後	一四、一〇〇円
		夜間	一六、九〇〇円
		超過時間（一時間につき）	四、六〇〇円
	二階	午前	一三、九〇〇円
		午後	一三、九〇〇円
		夜間	一六、七〇〇円
		超過時間（一時間につき）	四、六〇〇円
	三階	午前	一〇、九〇〇円
		午後	一〇、九〇〇円
		夜間	一三、一〇〇円
		超過時間（一時間につき）	三、六〇〇円
	四階	午前	一〇、二〇〇円
		午後	一〇、二〇〇円
		夜間	一二、三〇〇円
		超過時間（一時間につき）	三、四〇〇円
	五階及び六階	午前	一六、八〇〇円

		午後	一六、八〇〇円
		夜間	二〇、二〇〇円
		超過時間（一時間につき）	五、五〇〇円
試験準備棟	整備室	午前	七、〇〇〇円
		午後	七、〇〇〇円
		夜間	八、四〇〇円
		超過時間（一時間につき）	二、三〇〇円
	準備室一	午前	五、七〇〇円
		午後	五、七〇〇円
		夜間	六、八〇〇円
		超過時間（一時間につき）	一、九〇〇円
	準備室二	午前	七、五〇〇円
		午後	七、五〇〇円
		夜間	九、〇〇〇円
		超過時間（一時間につき）	二、五〇〇円
	屋外試験準備場	午前	四、三〇〇円
		午後	四、三〇〇円
		夜間	五、二〇〇円
		超過時間（一時間につき）	一、四〇〇円

2　特別使用料

種別	金額
営利目的使用加算料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の百に相当する額
準備等使用料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の七十に相当する額

備考

1　基本使用料の使用単位の欄中「午前」、「午後」、「夜間」、「全日」及び「超過時間」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう（以下同じ。）。

(1)　午前　午前九時から午後一時までの時間

(2)　午後　午後一時から午後五時までの時間

(3)　夜間　午後五時から午後九時までの時間

(4)　全日　午前零時から午後十二時までの時間

(5)　超過時間　午前零時から午前九時まで及び午後九時から午後十二時までの時間

2　特別使用料の種別の欄中「営利目的使用加算料」とあるのは、使用者がテストフィールドの施設を使用する場合で、次のいずれかに該当するときに、基本使用料に加算される使用料をいう。

(1)　営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して行事を開催するとき。

(2)　商品販売、商業宣伝等の営利的性格を有する行為を行う目的をもって使用するとき。

3　特別使用料の種別の欄中「準備等使用料」とあるのは、使用者がテストフィールドの施設を準備のために使用する場合の使用料をいう。

4　使用時間又は使用期間に、使用単位に定める使用時間又は使用期間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用時間又は使用期間に切り上げて計算する。

5　この表に基づいて算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

6　日を異にして二日以上継続して使用する場合にあっては、展示物、器材等の保管のためのみの使用に係る夜間及び超過時間の使用料は、徴収しない。

二　附属設備関係

附属設備の別	使用単位	金額
通信塔附属設備（規則で定めるもの。）	規則で定める使用単位	一四、九〇〇円の範囲内で規則で定める額
試験準備棟附属設備（規則で定めるもの。）	規則で定める使用単位	七、四〇〇円の範囲内で規則で定める額

備考　使用時間に、使用単位に定める使用時間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用時間に切り上げて計算する。

（福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条　福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例（平成三十年福島県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条中福島ロボットテストフィールド条例別表一の1の表通信塔の部の次に次のように加える改正規定の前に次のように加える。

附則別表一の1の表通信塔の部の次に次のように加える。

ヘリポート	午前	六、三〇〇円
	午後	六、三〇〇円
	夜間	七、五〇〇円
	超過時間（一時間につき）	二、一〇〇円

第二条のうち福島ロボットテストフィールド条例別表一の1の表研究棟の部の次に次のように加える改正規定中「研究棟の部の次に」を「通信塔の部の前に」に改め、同改正規定の前に次のように加える。

附則別表一の1の表通信塔の部の前に次のように加える。

滑走路	一時間につき	六、一〇〇円
	午前	二四、二〇〇円
	午後	二四、二〇〇円
	夜間	二九、一〇〇円
	超過時間（一時間につき）	七、九〇〇円

第九条を第十一条とし、第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条を第八条とし、同条の前に次の一条を加える。

第七条　福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。

別表一の1の表研究棟の部カンファレンスホールの款中「一四、〇〇〇円」を「一四、一〇〇円」に、「一六、八〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改め、同部カンファレンスホール（ホワイエを含む。）の款中「一八、七〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「二二、四〇〇円」を「二二、七〇〇円」に、「六、一〇〇円」を「六、二〇〇円」に改め、同部会議室一の款中「五、五〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七〇〇円」に改め、同部会議室六の款中「六、三〇〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同部屋内試験場の款中「四九、五〇〇円」を「五〇、三〇〇円」に、「五九、四〇〇円」を「六〇、四〇〇円」に、「一六、一〇〇円」を「一六、四〇〇円」に改め、同部屋内試験場（半面利用の場合）の款中「二六、〇〇〇円」を「二六、四〇〇円」に、「三一、二〇〇円」を「三一、七〇〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、六〇〇円」に改め、同部研究室一の款中「一〇七、二〇〇円」を「一〇九、一〇〇円」に改め、同部研究室二の款中「一〇三、九〇〇円」を「一〇五、七〇〇円」に改め、同部研究室三の款中「一〇六、九〇〇円」を「一〇八、七〇〇円」に改め、同部研究室四の款中「一〇六、七〇〇円」を「一〇八、六〇〇円」に改め、同部研究室五の款中「一〇六、九〇〇円」を「一〇八、七〇〇円」に改め、同部研究室六の款中「一〇九、五〇〇円」を「一一一、五〇〇円」に改め、同部研究室七の款中「一〇四、〇〇〇円」を「一〇五、九〇〇円」に改め、同部研究室八の款中「一〇六、七〇〇円」を「一〇八、六〇〇円」に改め、同部研究室九の款中「一〇六、九〇〇円」を「一〇八、七〇〇円」に改め、同部研究室十の款中「一〇八、六〇〇円」を「一一〇、五〇〇円」に改め、同部研究室十一の款中「七一、三〇〇円」を「七二、五〇〇円」に改め、同部研究室十二の款及び研究室十三の款中「六一、二〇〇円」を「六二、三〇〇円」に改め、同部貸出倉庫一の款中「五八、五〇〇円」を「五九、五〇〇円」に改め、同部貸出倉庫二の款中「五八、九〇〇円」を「五九、九〇〇円」に改め、同部貸出倉庫三の款中「五七、三〇〇円」を「五八、三〇〇円」に改め、同部貸出倉庫四の款中「五八、五〇〇円」を「五九、五〇〇円」に改め、同部貸出倉庫五の款中「五八、九〇〇円」を「五九、九〇〇円」に改め、同部貸出倉庫六の款中「五七、三〇〇円」を「五八、三〇〇円」に改め、同表滑走路の部中「六、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「二三、九〇〇円」を「二四、二〇〇円」に、「二八、七〇〇円」を「二九、一〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「七、九〇〇円」に改め、同表通信塔の部通信塔の款中「二一、六〇〇円」を「二一、九〇〇円」に、「二五、九〇〇円」を「二六、三〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、一〇〇円」に改め、同表ヘリポートの部中「六、二〇〇円」を「六、三〇〇円」に改め、同表試験用プラントの部一階の款中「一三、九〇〇円」を「一四、一〇〇円」に、「一六、七〇〇円」を「一六、九〇〇円」に改め、同部二階の款中「一三、七〇〇円」を「一三、九〇〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一六、七〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に改め、同部三階の款中「一〇、八〇〇円」を「一〇、九〇〇円」に、「一二、九〇〇円」を「一三、一〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に改め、同部四階の款中「一〇、一〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に、「一二、二〇〇円」を「一二、三〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、同部五階及び六階の款中「一六、六〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「一九、九〇〇円」を「二〇、二〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表瓦礫・土砂崩落フィールドの部瓦礫・土砂崩落フィールドの款中「二〇、七〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に、「二四、八〇〇円」を「二五、一〇〇円」に改め、同部土砂傾斜の款中「一三、八〇〇円」を「一三、九〇〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一六、七〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に改め、同表試験準備棟の部整備室の款中「八、三〇〇円」を「八、四〇〇円」に改め、同部屋外試験準備場の款中「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、二〇〇円」に改め、同表簡易計測室Bの部中「八、二〇〇円」を「八、三〇〇円」に改める。

別表二の表研究棟附属設備（規則で定めるもの。）の項中「一四、一九〇円」を「一四、四五〇円」に改め、同表通信塔附属設備（規則で定めるもの。）の項中「一四、七〇〇円」を「一四、九〇〇円」に改め、同表試験準備棟附属設備（規則で定めるもの。）の項中「七、三〇〇円」を「七、四〇〇円」に改める。

第五条中福島ロボットテストフィールド条例別表一の1の表試験用プラントの部の次に次のように加える改正規定の前に次のように加え、同条を第六条とする。

附則別表一の1の表試験用プラントの部の次に次のように加える。

瓦礫・土砂崩落フィールド	瓦礫・土砂崩落フィールド	午前	二一、〇〇〇円
		午後	二一、〇〇〇円
		夜間	二五、一〇〇円
		超過時間（一時間につき）	六、八〇〇円
	土砂・倒木	午前	三、六〇〇円
		午後	三、六〇〇円
		夜間	四、三〇〇円
		超過時間（一時間につき）	一、二〇〇円
	瓦礫	午前	三、〇〇〇円
		午後	三、〇〇〇円
		夜間	三、六〇〇円

		超過時間（一時間につき）	一、〇〇〇円
	陥没・亀裂	午前	三、九〇〇円
		午後	三、九〇〇円
		夜間	四、七〇〇円
		超過時間（一時間につき）	一、三〇〇円
	土砂傾斜	午前	一三、九〇〇円
		午後	一三、九〇〇円
		夜間	一六、七〇〇円
		超過時間（一時間につき）	四、六〇〇円
	泥濘（ねい）地	午前	三、七〇〇円
		午後	三、七〇〇円
		夜間	四、四〇〇円
		超過時間（一時間につき）	一、二〇〇円
	周回路	午前	五、一〇〇円
		午後	五、一〇〇円
		夜間	六、二〇〇円
		超過時間（一時間につき）	一、七〇〇円

第四条中福島ロボットテストフィールド条例別表一の１の表試験準備棟の部の次に次のように加える改正規定の前に次のように加え、同条を第五条とする。

附則別表一の１の表試験準備棟の部の次に次のように加える。

簡易計測室Ａ		午前	六、一〇〇円
		午後	六、一〇〇円
		夜間	七、三〇〇円
		超過時間（一時間につき）	二、〇〇〇円
簡易計測室Ｂ		午前	六、九〇〇円
		午後	六、九〇〇円
		夜間	八、三〇〇円
		超過時間（一時間につき）	二、三〇〇円

第三条中福島ロボットテストフィールド条例別表二の表通信塔附属設備（規則で定めるもの。）の項の前に次のように加える改正規定の前に次のように加え、同条を第四条とする。

附則別表二の表通信塔附属設備（規則で定めるもの。）の項の前に次のように加える。

研究棟附属設備（規則で定めるもの。）	規則で定める使用単位	一四、四五〇円の範囲内で規則で定める額

第二条の次に次の一条を加える。

第三条　福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。

附則別表一の１の表滑走路の部の前に次のように加える。

研究棟	カンファレンスホール	午前	一四、一〇〇円
		午後	一四、一〇〇円
		夜間	一七、〇〇〇円
		超過時間（一時間につき）	四、六〇〇円
	カンファレンスホール（ホワ	午前	一九、〇〇〇円

イエを含む。）	午後	一九、〇〇〇円
	夜間	二二、七〇〇円
	超過時間（一時間につき）	六、二〇〇円
会議室一	午前	五、六〇〇円
	午後	五、六〇〇円
	夜間	六、七〇〇円
	超過時間（一時間につき）	一、八〇〇円
会議室二	午前	五、四〇〇円
	午後	五、四〇〇円
	夜間	六、五〇〇円
	超過時間（一時間につき）	一、八〇〇円
会議室三	午前	五、四〇〇円
	午後	五、四〇〇円
	夜間	六、五〇〇円
	超過時間（一時間につき）	一、八〇〇円
会議室四	午前	五、五〇〇円
	午後	五、五〇〇円
	夜間	六、六〇〇円
	超過時間（一時間につき）	一、八〇〇円
会議室五	午前	五、五〇〇円
	午後	五、五〇〇円
	夜間	六、六〇〇円
	超過時間（一時間につき）	一、八〇〇円
会議室六	午前	五、三〇〇円
	午後	五、三〇〇円
	夜間	六、四〇〇円
	超過時間（一時間につき）	一、八〇〇円
会議室七	午前	五、二〇〇円
	午後	五、二〇〇円
	夜間	六、二〇〇円
	超過時間（一時間につき）	一、七〇〇円
会議室八	午前	四、三〇〇円
	午後	四、三〇〇円
	夜間	五、二〇〇円
	超過時間（一時間につき）	一、四〇〇円
会議室九	午前	四、三〇〇円
	午後	四、三〇〇円
	夜間	五、二〇〇円
	超過時間（一時間につき）	一、四〇〇円

開発実験室一	午前	四、八〇〇円
	午後	四、八〇〇円
	夜間	五、七〇〇円
	超過時間（一時間につき）	一、六〇〇円
開発実験室二	午前	四、七〇〇円
	午後	四、七〇〇円
	夜間	五、七〇〇円
	超過時間（一時間につき）	一、六〇〇円
屋内試験場	午前	五〇、三〇〇円
	午後	五〇、三〇〇円
	夜間	六〇、四〇〇円
	超過時間（一時間につき）	一六、四〇〇円
屋内試験場（平面利用の場合）	午前	二六、四〇〇円
	午後	二六、四〇〇円
	夜間	三一、七〇〇円
	超過時間（一時間につき）	八、六〇〇円
保管庫	全日	九、三〇〇円
保管庫（平面利用の場合）	全日	五、九〇〇円
研究室一	一月につき	一〇九、一〇〇円
研究室二	一月につき	一〇五、七〇〇円
研究室三	一月につき	一〇八、七〇〇円
研究室四	一月につき	一〇八、六〇〇円
研究室五	一月につき	一〇八、七〇〇円
研究室六	一月につき	一一一、五〇〇円
研究室七	一月につき	一〇五、九〇〇円
研究室八	一月につき	一〇八、六〇〇円
研究室九	一月につき	一〇八、七〇〇円
研究室十	一月につき	一一〇、五〇〇円
研究室十一	一月につき	七二、五〇〇円
研究室十二	一月につき	六二、三〇〇円
研究室十三	一月につき	六二、三〇〇円
貸出倉庫一	一月につき	五九、五〇〇円
貸出倉庫二	一月につき	五九、九〇〇円
貸出倉庫三	一月につき	五八、三〇〇円
貸出倉庫四	一月につき	五九、五〇〇円
貸出倉庫五	一月につき	五九、九〇〇円
貸出倉庫六	一月につき	五八、三〇〇円
シャワー室	一回につき	二〇〇円

本則に次の二条を加える。

第十二条　福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。
別表一の１の表瓦礫・土砂崩落フィールドの部の次に次のように加える。

水没市街地フィールド	水没市街地フィールド	午前	一四、九〇〇円
		午後	一四、九〇〇円
		夜間	一七、八〇〇円
		超過時間（一時間につき）	四、九〇〇円
	水没市街地フィールド（建物を除く。）	午前	一一、〇〇〇円
		午後	一一、〇〇〇円
		夜間	一三、二〇〇円
		超過時間（一時間につき）	三、六〇〇円

第十三条　福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。
別表一の１の表水没市街地フィールドの部の次に次のように加える。

屋内水槽試験棟	大水槽	午前	七二、一〇〇円
		午後	七二、一〇〇円
		夜間	八六、五〇〇円
		超過時間（一時間につき）	二三、五〇〇円
	小水槽	午前	一一、〇〇〇円
		午後	一一、〇〇〇円
		夜間	一三、二〇〇円
		超過時間（一時間につき）	三、六〇〇円
	小水槽（水の入替えを伴う場合）	午前	二八、〇〇〇円
		午後	二八、〇〇〇円
		夜間	三三、六〇〇円
		超過時間（一時間につき）	九、一〇〇円
	クレーン	一時間につき	一、三〇〇円
	水槽計測室	午前	三、〇〇〇円
		午後	三、〇〇〇円
		夜間	三、五〇〇円
		超過時間（一時間につき）	一、〇〇〇円

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（産業創出課ロボット産業推進室）

福島県条例第二十六号

天鏡閣条例の一部を改正する条例

天鏡閣条例（昭和五十七年福島県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。
別表中「三六〇円」を「三七〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に改める。

附　則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（観光交流課）

福島県条例第二十七号

福島県産業交流館条例の一部を改正する条例

福島県産業交流館条例（平成八年福島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。
別表の一の１の㈠の表中「七〇八、四八〇円」を「七二一、六〇〇円」に、「三五四、二四〇円」を「三六〇、八〇〇円」に、「九七、二〇〇円」を「九九、〇〇〇円」に、「二一三、八四〇円」を「二一七、八〇〇円」に、「一〇六、九二〇円」を「一〇八、九〇〇円」に、「二九、一六〇円」を「二九、七〇〇円」に、「一八五、七六〇円」を「一八九、二〇〇円」に、「九二、八八〇円」を「九四、六〇〇円」に、「二五、九二〇円」を「二六、四〇〇円」に、「三〇八、八八〇円」を「三一四、六〇〇円」に、「一

五四、四四〇円」を「一五七、三〇〇円」に、「四二、一二〇円」を「四二、九〇〇円」に、「二二六、〇〇〇円」を「二三〇、〇〇〇円」に、「一〇八、〇〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に、「三〇、二四〇円」を「三〇、八〇〇円」に、「一二九、六〇〇円」を「一三二、〇〇〇円」に、「六四、八〇〇円」を「六六、〇〇〇円」に、「一八、三六〇円」を「一八、七〇〇円」に、「七五、六〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に、「三七、八〇〇円」を「三八、五〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「七、五六〇円」を「七、七〇〇円」に、「三、七八〇円」を「三、八五〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「四、五三〇円」を「四、六二〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三一〇円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に、「

八、六四〇円	四、三二〇円

」を「

八、八〇〇円	四、四〇〇円

」に、「一、一八〇円」を「一、二一〇円」に、「一三、一六〇円」を「一三、四二〇円」に、「六、五八〇円」を「六、七一〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八七〇円」に、「一五、九八〇円」を「一六、二八〇円」に、「七、九九〇円」を「八、一四〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「七八、六四〇円」を「八〇、〇八〇円」に、「三九、三二〇円」を「四〇、〇四〇円」に、「一九、六六〇円」を「二〇、〇二〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「一二、九六〇円」を「一三、二〇〇円」に、「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に、「一三、四〇〇円」を「一三、六四〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、八二〇円」に、「一四、二六〇円」を「一四、五二〇円」に、「七、一三〇円」を「七、二六〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九八〇円」に、「一七、四八〇円」を「一七、八二〇円」に、「八、七四〇円」を「八、九一〇円」に、「二、三八〇円」を「二、四二〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「一九、三六〇円」に、「九、五〇〇円」を「九、六八〇円」に、「二、五九〇円」を「二、六四〇円」に、「一一、六六〇円」を「一一、八八〇円」に、「五、八三〇円」を「五、九四〇円」に、「一一、六二〇円」を「一一、六五〇円」に、「六一、三四〇円」を「六二、四八〇円」に、「三〇、六七〇円」を「三一、二四〇円」に、「八、四二〇円」を「八、五八〇円」に改め、別表の一の1の㈡の表備考以外の部分を次のように改める。

㈡　屋外施設

施設の別	単位	金額
屋外展示場	一日一平方メートル	三三円
駐車場広場（知事が別に定める用途に使用する場合に限る。）	一日一平方メートル	一六円

別表の一の1の㈡の表備考1中「金額」を「単位」に改める。

附　則

1　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　平成三十一年十月一日前に福島県産業交流館条例第六条第一項の承認（別表の一に掲げる施設に係る部分に限る。）を受けた使用に係る期間のうち同日以後の期間に係る利用料金については、同条例別表の規定にかかわらず、附則別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める額とする。

附則別表

一　屋内施設基本額

施設の別	使用区画	金額 全日	金額 半日又は夜間	金額 超過時間（一時間につき）
多目的展示ホール	全面使用	七二、六〇〇円	三六、八〇〇円	九、〇〇〇円
多目的展示ホール	部分使用 ホールA	二七、八〇〇円	一〇八、九〇〇円	二九、七〇〇円
多目的展示ホール	部分使用 ホールB	一八九、二〇〇円	九四、六〇〇円	二六、四〇〇円
多目的展示ホール	部分使用 ホールC	三一四、六〇〇円	一五七、三〇〇円	四二、九〇〇円
コンベンションホール	全面使用	二三〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	三〇、八〇〇円
コンベンションホール	部分使用 ホールA	一三二、〇〇〇円	六六、〇〇〇円	一八、七〇〇円
コンベンションホール	部分使用 ホールB	七七、〇〇〇円	三八、五〇〇円	一一、〇〇〇円
控室1		七、七〇〇円	三、八五〇円	一、一〇〇円
控室2		四、六二〇円	二、三一〇円	六六〇円
控室3		八、八〇〇円	四、四〇〇円	一、二一〇円
マルチパーパス		一三、四二〇円	六、七一〇円	一、八七〇円

ルーム１				
マルチパーパスルーム２		一六、二八〇円	八、一四〇円	二、二〇〇円
中会議室	全面使用	八〇、〇八〇円	四〇、〇四〇円	一一、〇〇〇円
	二分の一使用	四〇、〇四〇円	二〇、〇二〇円	五、五〇〇円
小会議室１		一三、二〇〇円	六、六〇〇円	一、八七〇円
小会議室２		一三、六四〇円	六、八二〇円	一、八七〇円
小会議室３		一四、五二〇円	七、二六〇円	一、九八〇円
特別会議室		一七、八二〇円	八、九一〇円	二、四二〇円
研修室		一九、三六〇円	九、六八〇円	二、六四〇円
特別室		一一、八八〇円	五、九四〇円	一、六五〇円
プレゼンテーションルーム		六二、四八〇円	三一、二四〇円	八、五八〇円

備考

１　使用区分の使用単位時間の項中「全日」、「半日」、「夜間」及び「超過時間」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう（以下同じ。）。

(1)　全日　午前九時から午後五時までの時間

(2)　半日　午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間

(3)　夜間　午後五時から午後九時までの時間

(4)　超過時間　午前零時から午前九時まで及び午後九時から午後十二時までの時間（催しの準備又は整理のために使用する場合に限る。）

２　使用する時間がこの表に定める使用単位時間（超過時間にあっては、一時間）に満たないときは、これをこの表に定める使用単位時間(超過時間にあっては、一時間）に切り上げて計算する。

３　催しの設営又は器材の撤去等を行うために多目的展示ホールを使用する場合の額（当該催しの行われる時間の属する使用単位時間に係る額を除く。）は、使用区分に応じ、表に定める額の百分の七十に相当する額とする。この場合において、当該額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

４　日を異にして二日以上継続して使用する場合にあっては、展示物、器材等の保管のためのみの使用に係る夜間及び超過時間の利用料金は、徴収しない。

二　屋外施設基本額

施設の別	単位	金額
屋外展示場	一日一平方メートル	三三円
駐車場広場（知事が別に定める用途に使用する場合に限る。）	一日一平方メートル	一六円

備考

１　単位の欄中「一日」とあるのは、午前零時から午後十二時までの時間をいい、使用する時間が一日に満たないときは、これを一日に切り上げて計算する。

２　催しの設営又は器材の撤去等を行うために使用する場合の額（当該催しの行われる日に係る額を除く。）は、施設の別に応じ、表に定める額の百分の七十に相当する額とする。

３　この表に基づいて算出した額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

三　加算額

種別	金額
入場料徴収加算額	入場料（入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。以下同じ。）の最高額が千円未満の場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の十に相当する額
	入場料の最高額が千円以上三千円未満の場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の二十に相当する額
	入場料の最高額が三千円以上五千円未満の場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の三十に相当する額
	入場料の最高額が五千円以上一万円未満の場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の五十に相当する額
	入場料の最高額が一万円以上の場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本額の百分の百に相当する額

備考

1　「入場料徴収加算額」とは、使用者が産業交流館の施設を使用して開催する催しに入場する者から入場料を徴収する場合に、当該催しの設営から器材の撤去等までの間に関連して使用する全ての施設の基本額に加算される額をいう。

2　この表に基づいて算出した額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（観光交流課）

福島県条例第二十八号

福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例

福島県農業総合センター条例（平成十八年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表多目的ホールの部半日の項中「七、七〇〇円」を「七、八五〇円」に、「一五、四五〇円」を「一五、七五〇円」に改め、同部全日の項中「一五、四〇〇円」を「一五、七五〇円」に、「三〇、九〇〇円」を「三一、五〇〇円」に改め、同表大会議室の部半日の項中「三、八五〇円」を「三、九〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、八五〇円」に改め、同部全日の項中「七、七〇〇円」を「七、八五〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一五、七〇〇円」に改め、別表の三の表冷暖房設備の部多目的ホールの項中「五、一五〇円」を「五、二五〇円」に、「一〇、三〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に改める。

附　則

1　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　平成三十一年十月一日前に福島県農業総合センター条例第四条第一項の承認を受けた使用に係る期間のうち同日以後の期間に係る使用料については、同条例別表の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

附則別表

一　基本使用料

施設の別	使用単位	使用料の額	
		農業の振興の促進に関して行う活動のための使用である場合	その他の使用である場合
多目的ホール	半日	七、八五〇円	一五、七五〇円
	全日	一五、七五〇円	三一、五〇〇円
大会議室	半日	三、九〇〇円	七、八五〇円
	全日	七、八五〇円	一五、七〇〇円

備考

1　「農業の振興の促進に関して行う活動」とは、農業の振興の促進に関して行う講演会、講習会、研修会、研究会、交流活動並びに農業者及び農業団体が自らの生産物の販売促進に関して行う活動をいう。

2　使用単位の欄中「半日」及び「全日」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう。

(1)　半日　午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間

(2)　全日　午前九時から午後五時までの時間

3　使用する時間がこの表に定める使用単位に満たないときは、これをこの表に定める使用単位に切り上げて計算する。

二　特別使用料

種別	使用料の額
営利目的使用加算料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の百に相当する額
準備等使用料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の七十に相当する額

備考

1　「営利目的使用加算料」とは、使用者が総合センターの施設を使用する場合（農業の振興の促進に関して行う活動のための使用である場合を除く。）で次のいずれかに該当するときに、基本使用料に加算される使用料をいう。

(1)　営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して行事を開催するとき。

(2)　商品販売、商業宣伝等の営利的性格を有する行為を行う目的をもって使用するとき。

2　「準備等使用料」とは、使用者が総合センターの施設を準備又は練習のために使用する場合の使用料をいう。

3　この表に基づいて算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

三　設備使用料

設備の別	施設の別	使用単位	使用料の額

設備	区分	単位	金額
冷暖房設備	多目的ホール	半日	五、二五〇円
		全日	一〇、五〇〇円
	大会議室	半日	二、〇五〇円
		全日	四、一〇〇円
音響設備	多目的ホール	半日	一、〇五〇円
		全日	二、一〇〇円
	大会議室	半日	五〇〇円
		全日	一、〇〇〇円
映像設備	多目的ホール	半日	一、〇五〇円
		全日	二、一〇〇円
	大会議室	半日	五〇〇円
		全日	一、〇〇〇円

備考

１　設備使用料は、使用者が多目的ホール又は大会議室を使用する場合において この表に掲げる設備を使用するときに、基本使用料に加算する。

２　使用単位の欄中「半日」及び「全日」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう。

⑴　半日　午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間

⑵　全日　午前九時から午後五時までの時間

３　使用する時間がこの表に定める使用単位に満たないときは、これをこの表に定める使用単位に切り上げて計算する。

（農業振興課）

福島県条例第二十九号

福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

福島県家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年福島県条例第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表一の項中「監視伝染病」の下に「（伝達性海綿状脳症については牛に係るものに限る。）」を加え、「限り、伝達性海綿状脳症に係るものを除く」を「限る」に改め、「千円」の下に「、牛の伝達性海綿状脳症の検査については一頭につき四千五百円」を加える。

附　則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（畜　産　課）

福島県条例第三十号

福島県林業研究センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

福島県林業研究センター使用料及び手数料条例（平成十二年福島県条例第百十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「三四、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に改める。

附　則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（林業振興課）

福島県条例第三十一号

ふくしま県民の森条例の一部を改正する条例

ふくしま県民の森条例（昭和四十八年福島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附　則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（森林保全課）

福島県条例第三十二号

福島県総合緑化センター条例の一部を改正する条例

福島県総合緑化センター条例（昭和五十六年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「五四〇円」を「五五〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表備考２中「一・〇八」を「一・一」に改め、別表の二の表中「一、三〇〇円」を「一、三二〇円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に改める。

附　則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（森林保全課）

福島県条例第三十三号

福島県土地収用法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県土地収用法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

八　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「所有者不明土地法」という。）の規定に基づく裁定申請手数料	ア　所有者不明土地法第十条第一項の規定に基づく土地使用権等の取得についての裁定の申請者又は所有者不明土地法第十九条第一項の規定に基づく土地等使用権の存続期間の延長についての裁定の申請者		
		(1)　損失補償の見積額　十万円以下の場合	二万七千円
		(2)　同　十万円を超え百万円以下の場合	二万七千円に損失補償の見積額の十万円を超える部分が五万円に達するごとに二千七百円を加えた金額
		(3)　同　百万円を超え五百万円以下の場合	七万五千六百円に損失補償の見積額の百万円を超える部分が十万円に達するごとに三千四百円を加えた金額
		(4)　同　五百万円を超え二千万円以下の場合	二十一万千六百円に損失補償の見積額の五百万円を超える部分が百万円に達するごとに三千五百円を加えた金額
		(5)　同　二千万円を超え一億円以下の場合	二十六万四千百円に損失補償の見積額の二千万円を超える部分が四百万円に達するごとに四千八百円を加えた金額
		(6)　同　一億円を超える場合	三十六万百円
	イ　所有者不明土地法第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定の申請者		
		(1)　損失補償の見積額　十万円以下の場合	二万七千円
		(2)　同　十万円を超え百万円以下の場合	二万七千円に損失補償の見積額の十万円を超える部分が五万円に達するごとに二千七百円を加えた金額
		(3)　同　百万円を超え五百万円以下の場合	七万五千六百円に損失補償の見積額の百万円を超える部分が十万円に達するごとに三千四百円を加えた金額
		(4)　同　五百万円を超え二千万円以下の場合	二十一万千六百円に損失補償の見積額の五百万円を超える部分が百万円に達するごとに三千五百円を加えた金額
		(5)　同　二千万円を超え一億円以下の場合	二十六万四千百円に損失補償の見積額の二千万円を超える部分が四百万円に達するごとに四千八百円を加えた金額
		(6)　同　一億円を超える場合	三十六万百円

附　則

この条例は、平成三十一年六月一日から施行する。

（土木総務課用地室）

福島県条例第三十四号

福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例の一部を改正する条例

福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例（平成十二年福島県条例第百三十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附　則

１　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　平成三十一年十月一日前に福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例第三条の許可を受けた採取の期間のうち、同日以後の採取の期間における産出物採取料の額に係る同条例第十三条の規定の適用については、同条第二項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

（土木総務課用地室）

福島県条例第三十五号

福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福島県道路占用料徴収条例（昭和四十五年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

附　則

１　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　平成三十一年十月一日前に道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項若しくは第三項の許可を受け、又は同法第三十五条の同意を得た占用の期間（電線共同溝に係る占用にあっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の許可を受け、又は同法第二十一条の協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可を受け、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）のうち、その期間が一月未満であって、かつ、その終了日が平成三十一年十月一日以降である場合においては、当該占用における占用料の額に係る福島県道路占用料徴収条例第二条の規定の適用については、同条第二項中「一・〇八」とあるのは「一・一」とする。

（道路計画課）

福島県条例第三十六号

福島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

福島県海岸占用料等徴収条例（平成十二年福島県条例第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附　則

１　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

２　平成三十一年十月一日前に海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第七条第一項及び第三十七条の四の許可を受けた占用のうち、その期間が一月未満であって、かつ、その終了日が平成三十一年十月一日以降である場合においては、当該占用における占用料の額に係る福島県海岸占用料等徴収条例第二条の規定の適用については、同条第二項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

３　平成三十一年十月一日前に海岸法第八条第一項第一号又は第三十七条の五第一号の許可を受けた採取の期間のうち、同日以後の採取の期間における土石採取料の額に係る福島県海岸占用料等徴収条例第二条の規定の適用については、同条第三項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

（河川計画課）

福島県条例第三十七号

福島県砂防設備占用料等徴収条例の一部を改正する条例

福島県砂防設備占用料等徴収条例（平成十二年福島県条例第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附　則

１　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

２　平成三十一年十月一日前に福島県砂防指定地等管理条例（平成十五年福島県条例第四十三号）第五条第一項の許可を受けた占用の期間のうち、同日以後の期間における砂防設備占用料の額に係る福島県砂防設備占用料等徴収条例第二条の規定の適用については、同条第一項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

３　平成三十一年十月一日前に福島県砂防指定地等管理条例第六条第一項の許可を受けた採取の期間のうち、同日以後の採取の期間における土石採取料の額に係る福島県砂防設備占用料等徴収条例第二条の規定の適用については、同条第二項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

（河川計画課）

福島県条例第三十八号

福島県港湾管理条例の一部を改正する条例

福島県港湾管理条例（昭和三十一年福島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項、第二項及び第四項、第八条の二第一項並びに第十五条第二項及び第三項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附　則

１　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、附則第三項から第七項までの規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

２　改正後の福島県港湾管理条例第十五条第三項の規定は、平成三十一年十月一日以後

の採取の期間に係る土砂採取料の額について適用し、同日前の採取の期間に係る土砂採取料の額については、なお従前の例による。

3　平成三十一年十月一日前に福島県港湾管理条例第三条第一項の許可を受けた使用（上屋及び野積場の専用に係る使用並びに港湾施設用地、プレジャーボート用指定泊地及びマリーナ施設の使用を除く。）に係る期間のうち、同日以後の期間における使用料の額に係る同条例第六条の二の規定の適用については、同条第一項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

4　平成三十一年十月一日前に福島県港湾管理条例第三条第一項の許可を受けた使用（上屋及び野積場の専用に係る使用並びにプレジャーボート用指定泊地の使用に限る。）のうち、その期間が同日前から同日以後にわたる場合において、当該使用の開始日から起算して一月ごとに区切った単位（以下「月次単位」という。）の終了日が平成三十一年十月一日以降であるときは、当該月次単位における使用料の額に係る同条例第六条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

5　平成三十一年十月一日前に福島県港湾管理条例第三条第一項の許可を受けた使用（港湾施設用地の使用に限る。）のうち、その期間が一月未満であって、かつ、その終了日が平成三十一年十月一日以降である場合においては、当該使用における使用料の額に係る同条例第六条の二の規定の適用については、同条第四項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

6　平成三十一年十月一日前に福島県港湾管理条例第三条第一項の許可を受けた使用（マリーナ施設の使用に限る。）に係る期間のうち、同日以後の期間に係る使用である場合の同条例別表第四の翁島港に設置するマリーナ施設の利用料金については、同条例第八条の二第一項の規定にかかわらず、同表により算出した額に百分の百十を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定めた額とする。

7　平成三十一年十月一日前に港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項第一号の許可を受けた占用のうち、その期間が一月未満であって、かつ、その終了日が平成三十一年十月一日以降である場合においては、当該占用における占用料の額に係る福島県港湾管理条例第十五条の規定の適用については、同条第二項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

（港　湾　課）

福島県条例第三十九号

福島県漁港管理条例の一部を改正する条例

福島県漁港管理条例（昭和三十三年福島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項及び第三項、第十三条の三第一項並びに第十三条の五第一項及び第三項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附　則

1　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、附則第三項から第五項までの規定は公布の日から施行する。

2　改正後の福島県漁港管理条例第十三条の五第一項の規定は、平成三十一年十月一日以後の採取の期間に係る土砂採取料の額について適用し、同日前の採取の期間に係る土砂採取料の額については、なお従前の例による。

3　平成三十一年十月一日前に福島県漁港管理条例第十二条第一項の許可を受けた占用（漁具干場、野積場等として占用する場合を除く。）のうち、その期間が一月未満であって、かつ、その終了日が平成三十一年十月一日以降である場合においては、当該占用における漁港施設占用料の額に係る同条例第十三条の二の規定の適用については、同条第二項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

4　平成三十一年十月一日前に福島県漁港管理条例第十二条第一項の許可を受けた占用（漁具干場、野積場等として占用する場合に限る。）及び同条例第十二条の二の四許可を受けた使用のうち、その期間が同日前から同日以後にわたる場合において、当該占用及び使用の開始日から起算して一月ごとに区切った単位（以下「月次単位」という。）の終了日が平成三十一年十月一日以降であるときは、当該月次単位における占用料及び使用料の額に係る同条例第十三条の二及び第十三条の三の規定の適用については、同条例第十三条の二第三項及び第十三条の三第一項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

5　平成三十一年十月一日前に漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第一項の許可を受けた占用のうち、その期間が一月未満であって、かつ、その終了日が平成三十一年十月一日以降である場合においては、当該占用における水域等占用料の額に係る福島県漁港管理条例第十三条の五の規定の適用については、同条第三項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

（港　湾　課）

福島県条例第四十号

福島県入港料条例の一部を改正する条例

福島県入港料条例（昭和五十五年福島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附　則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（港　湾　課）

福島県条例第四十一号

福島空港条例の一部を改正する条例

福島空港条例（平成四年福島県条例第百一号）の一部を次のように改正する。

別表第一着陸料の項及び停留料の項並びに別表第二備考2中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附　則

１　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　平成三十一年十月一日前に福島空港条例第十二条第一項の許可を受けた使用のうち、その期間が一月未満であって、かつ、その終了日が平成三十一年十月一日以降である場合においては、当該使用における使用料の額に係る同条例別表第二の規定の適用については、同表備考２の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

（港湾課空港施設室）

福島県条例第四十二号

福島県都市公園条例の一部を改正する条例

福島県都市公園条例（昭和五十四年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表中「一・〇八」を「一・一」に改め、別表第二の二の表備考中「一・〇八」を「一・一」に改め、別表第二の三の表中「五四〇円」を「五五〇円」に、「一二、九六〇円」を「一三、二〇〇円」に改め、同表備考中「一・〇八」を「一・一」に改め、別表第二の四の表中「六二〇円」を「六三〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に改め、別表第二の五の表中「一、六五〇円」を「一、六八〇円」に、「三七、〇三〇円」を「三七、七一〇円」に、「一二、三四〇円」を「一二、五七〇円」に、「一三、一七〇円」を「一三、四二〇円」に改め、別表第二の六のアの⑴の㈠の表中「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七五〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、三五〇円」を「一、三七〇円」に、「一二、九六〇円」を「一三、二〇〇円」に、「一六、二〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「四八六、〇〇〇円」を「四九五、〇〇〇円」に、「六四八、〇〇〇円」を「六六〇、〇〇〇円」に改め、同表備考６中「一、九七〇円」を「二、〇一〇円」に改め、別表第二の六のアの⑴の㈡の表中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「六四〇円」を「六六〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「三一、四六〇円」を「三二、〇四〇円」に、「一五七、二八〇円」を「一六〇、一九〇円」に、「二〇、九六〇円」を「二一、三五〇円」に、「一〇、四八〇円」を「一〇、六八〇円」に、「六、二八〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同表備考中「二五〇円」を「二六〇円」に改め、別表第二の六のアの⑵の㈠の表中「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、六八〇円」を「二、七三〇円」に、「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「二一、六〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「三二、四〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に、「八六、四〇〇円」を「八八、〇〇〇円」に、「一二九、六〇〇円」を「一三二、〇〇〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三六〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四七〇円」に、「一、八一〇円」を「一、八四〇円」に、「

七二〇円	八九〇円

」を「

七三〇円	九一〇円

」に、「一二〇円」を「一三〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二六〇円」に、「

一人一時間	六二〇円

」を「

一人一時間	六三〇円

」に、「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六五〇円」に、「

六四〇円	八一〇円

」を「

六六〇円	八二〇円

」に、「二、五九〇円」を「二、六四〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に、「九、七二〇円」を「九、九〇〇円」に、「二五、九二〇円」を「二六、四〇〇円」に、「三八、八八〇円」を「三九、六〇〇円」に、「

一時間	三二〇円

」を「

一時間	三三〇円

」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「六六〇円」を「六八〇円」に、「三七〇円」を「三八〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、七七〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八九〇円」に、「

一人一	二四〇円

」を「

一人一

時間」時間　二五〇円」に、「二、四七〇円」を「二、五一〇円」に改め、同表備考2中「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表備考3中「一二、四〇〇円」を「一二、六三〇円」に改め、同表備考４中「二五〇円」を「二六〇円」に改め、別表第二の六のアの⑵の㈡の表中「八六〇円」を「八八〇円」に、「三七〇円」を「三八〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に、「一二〇円」を「一三〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二六〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八七〇円」に、「六四〇円」を「六六〇円」に改め、同表備考中「七五〇円」を「七七〇円」に改め、別表第二の六のアの⑶の㈠の表中「二、五九〇円」を「二、六四〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「五、一八〇円」を「五、二八〇円」に、「一二、九六〇円」を「一三、二〇〇円」に、「一九、四四〇円」を「一九、八〇〇円」に、「五一、八四〇円」を「五二、八〇〇円」に、「七七、七六〇円」を「七九、二〇〇円」に、「一二〇円」を「一三〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二六〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「一人一時間　二四〇円」を「一人一時間　二五〇円」に、「二、四七〇円」を「二、五一〇円」に改め、別表第二の六のアの⑶の㈡の表中「四三〇円」を「四四〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に、「七五〇円」を「七七〇円」に、「一、五一〇円」を「一、五四〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七一〇円」に、「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に、「一二、九六〇円」を「一三、二〇〇円」に改め、同表備考中「三七〇円」を「三八〇円」に改め、別表第二の六のアの⑷の㈠の表中「一二〇円」を「一三〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二六〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「九一〇円」を「九三〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に、「一、三九〇円」を「一、四一〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七八〇円」に、「六九〇円」を「七〇〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「一人一時間　二四〇円」を「一人一時間　二五〇円」に、「二、四七〇円」を「二、五一〇円」に、「二一、六〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「四三、二〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に改め、別表第二の六のアの⑷の㈡の表中「一〇〇円」を「一一〇円」に、「一、三九〇円」を「一、四一〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「一、三六〇円」を「一、三八〇円」に改め、別表第二の六のイの表中「一二〇円」を「一三〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二六〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「九一〇円」を「九三〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に改める。

附　則

1　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2　改正後の福島県都市公園条例別表第二（別表第二の六を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

（まちづくり推進課）

福島県条例第四十三号

福島県流域下水道条例の一部を改正する条例

福島県流域下水道条例（昭和六十三年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中「$\frac{108}{100}$」を「$\frac{110}{100}$」に改める。

附　則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（下水道課）

福島県条例第四十四号

福島県工業用水道条例の一部を改正する条例

福島県工業用水道条例（昭和三十七年福島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「及び」を「その他」に改める。

第二十一条の二第一項中「本文」を削る。

第二十二条第一項中「本文」を削り、「いっさい」を「一切」に改める。

第二十三条第一項中「百分の百八」を「百分の百十」に改め、「金額」の下に「（そ

の額に一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同条第三項中「毎月二十日」を「毎月末日」に、「又は土曜日」を「、土曜日又は十二月三十一日（以下「休日等」という。）」に、「これらの日の翌日」を「その日前において、その日に最も近い休日等でない日」に改め、「同月の」を削る。

第二十八条の二第二項の表を次のように改める。

量水器の型式	量水器使用料の額
超音波型	一個につき三万三千円
電磁型	一個につき三万三千円

第二十八条の二第三項中「毎月二十日」を「毎月末日」に、「民法第百四十二条に規定する休日又は土曜日」を「休日等」に、「これらの日の翌日」を「その日前において、その日に最も近い休日等でない日」に改める。

附　則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二十三条第一項（「百分の百八」を「百分の百十」に改める部分に限る。）及び第二十八条の二第二項の改正規定は、平成三十一年十月一日から施行する。

（経営・販売課）

福島県条例第四十五号

福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年福島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「百分の百八」を「百分の百十」に改め、同表第二号中「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「三、四六〇円」を「三、五二〇円」に、「一、九一〇円」を「一、九五〇円」に、「八九〇円」を「九〇〇円」に、「九、七二〇円」を「九、九〇〇円」に、「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に、「五、六六〇円」を「五、七六〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二四〇円」に、「五、〇四〇円」を「五、一四〇円」に、「百八分の百」を「百十分の百」に改め、同表第三号、同表第六号及び同表第七号中「百分の百八」を「百分の百十」に改め、同表第八号中「百分の百八」を「百分の百十」に、「百八分の百」を「百十分の百」に改め、同表第十号中「百分の百八」を「百分の百十」に改め、同表第十一号中「一、一四〇円」を「一、一七〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二二〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八六〇円」に、「二、四五〇円」を「二、五〇〇円」に、「六、六三〇円」を「六、七五〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「百八分の百」を「百十分の百」に改める。

附　則

1　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2　改正後の福島県立病院事業の設置等に関する条例別表第二第二号及び第三号の規定は、平成三十一年十月一日以後の入院に係る加算料について適用し、同日前の入院に係る加算料については、なお従前の例による。

（病院経営課）

福島県条例第四十六号

福島県自然の家条例の一部を改正する条例

福島県自然の家条例（昭和五十年福島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「五一〇円」を「五二〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に改める。

附　則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（社会教育課）

福島県条例第四十七号

福島県立美術館条例の一部を改正する条例

福島県立美術館条例（昭和五十九年福島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「二七〇円」を「二八〇円」に、「二一〇円」を「二二〇円」に改める。

附　則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（社会教育課）

福島県条例第四十八号

福島県立博物館条例の一部を改正する条例

福島県立博物館条例（昭和六十一年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表中「二七〇円」を「二八〇円」に、「二一〇円」を「二二〇円」に改める。

附　則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（社会教育課）

発行者　福　島　県
印刷所　株式会社　第　一　印　刷
【定価　１箇月 3,500円】
再生紙を使用しています。
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。